

平成 2 7 年川西町議会

第 3 回定例会会議録

開会 平成 2 7 年 9 月 1 0 日

閉会 平成 2 7 年 9 月 1 8 日

平成 2 7 年川西町議会
第 3 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 7 年 9 月 1 0 日

平成27年川西町議会第3回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成27年9月10日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成27年9月10日午前10時宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 河井美樹 総務部長 吉田昌功 福祉部長 下間章兆 教育次長 栗原 進 会計管理者 松本雅司 水道部長 福本哲也 産業建設部長心得 奥 隆至 総務課長 安井洋次 財政課長 西村俊哉 長寿介護課長 堀内規世子 住民保険課長 岡田充浩 総合政策課長 山口尚亮	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長吉岡伸晃 モニター係 石田知孝 野口明日香	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	7番 松本史郎 議員	9番 森本修司 議員

川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成27年9月10日（木）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告 議会報告
	報告第6号	健全化判断比率についての報告について
	報告第7号	川西町資金不足比率の報告について
	報告第8号	川西町土地開発公社の経営状況等の報告について
	報告第9号	定期監査報告について
第4		一般質問
第5	認定第1号	平成26年度川西町一般会計・特別会計決算について
第6	認定第2号	平成26年度川西町水道事業会計決算について
第7	承認第10号	平成27年度川西町一般会計補正予算の専決について
第8	承認第11号	損害賠償額の決定について
第9	議案第50号	平成27年度川西町一般会計補正予算について
第10	議案第51号	平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第11	議案第52号	平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第12	議案第53号	平成27年度川西町水道事業会計補正予算について
第13	議案第54号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提出に関する条例の制定について
第14	議案第55号	川西町個人情報保護条例の一部改正について
第15	議案第56号	川西町税条例の一部改正について
第16	議案第57号	川西町債権管理条例の制定について
第17	議案第58号	川西町手数料条例の一部改正について
第18	議案第59号	国保中央病院組合規約の変更について
第19	同意第4号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議 長（寺澤秀和君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成27年川西町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成り立ちましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（竹村匡正君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成27年川西町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

本議会につきましては、平成26年度一般会計及び特別会計決算、平成27年度一般会計補正予算の専決、平成27年度一般会計及び特別会計補正予算、条例の制定や一部改正、人事案件など多数の案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議 長（寺澤秀和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 松本史郎君及び9番 森本修司君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より18日までの9日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より18日までの9日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

行政報告として、報告第6号、平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第7号、平成26年度決算に基づく川西町資金不足比率の報告について、報告第8号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告についてをお手元に配付いたしておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第9号、平成27年6月から平成27年8月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成27年6月から8月期に行いました例月監査の結果を御

報告申し上げます。

中嶋監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成27年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきまして、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

なお、生活保護費の支給業務に係る支給対象者への支給方法等を確認いたしましたところ、支給当日に県の福祉事務所の担当者とともに、窓口で支給対象者に個別に現金を手渡ししていることがわかりました。このような支給方法は、違法ではありませんけれども、事故が発生する可能性が高いものと考えますので、お手元の資料のとおり、支給方法等について改善されるよう、町長に対して要望したところでございます。

以上、御報告申し上げます。

議長（寺澤秀和君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

2番 安井知子君。

2番議員（安井知子君） 議長の許可を得まして、一般質問を3件させていただきます。

1. まちと道。

都市再生特別措置法に基づく立地適正化概要パンフレットを役場よりいただきました。コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えで進めることが重要であるとうたい、今後のまちづくりの指針になるようです。結崎の駅前開発もこの考えのもと、理想的な開発がなされることと期待しています。

でも、下永のスカイタウンにおける開発で、1次、2次、3次、合計約50件の新築工事が終わりました。タウン内を歩くと、道がそれぞれつながってはず、溝や柵で遮断されています。建築許可を出すとき、指導できないのですか。また、中村や美ノ城における袋小路等、道がつながっていなければ、いざ緊急時、どうするのですか。川西町における旧村の道の狭さを100年計画でも考えるべきなのに、今、新築開発のとき、道をつながないでどうするのですか。もし4次計画があるなら、どうか民間事業者とも話し合い、道をつないでほしいものです。

また、京奈和自動車道の側道、大和川にかかる部分の工事がおくれているように思います。現在の進捗状態を御報告をお願いします。

そして、一日も早く完成するよう、国・県への要請、お力添えをお願いします。

2、女性職員の登用について。

7月、川西町における機構の大改革、人事異動が行われました。驚きの中、各新旧のポジション交代がスムーズになされたこと、さすがと、皆様のキャリアを注視

しています。でも、女性の課長さんが1人しかおられず、寂しく感じました。

男女雇用機会均等法に伴う女性の登用に関し、町長の御所見をお伺いたします。

3、福祉事務所の仕事を川西町役場で生かし、広げられないか。

福祉事務所は、市では強制設置、町は任意と聞いています。過去に榛原町でのみ設置された経緯があります。十津川村は除いています。7月に天理市福祉事務所より、障害者福祉に関するアンケートを求められました。今後、障害者福祉施策をどのようにしたらよいかというもので、私は、「当然と考えず、共存できる世の中をつくる。また、健常者の中にも怖い事件を起こす人がいる。だまされず、強く生きてほしい。そのために質のよい後見人を育てることも必要では」と答えましたが、矢が胸に刺さったようで、ずっと考えております。

また、障害者差別をなくす奈良県条例が、さきの2月定例議会で制定されました。国の障害者差別解消法の制定に基づき、各自治体が具体的に取り組みを推進するために、その取り組みの根拠となる条例を制定しようとの趣旨で制定されたものです。その条例を起草するための検討委員会は、総数18名のうち9名が障害を持つ当事者、関係者で構成され、充実した条例内容と想像できます。全文19条と附則で、注目点は、差別に配慮しないときは、奈良県に訴え、知事に必要な措置を求め、奈良県障害者相談等調査委員会にかけ、助言・あっせんする、それでもだめなら、関係当事者に勧告、公表するというものです。でも、川西町においては、全て何か遠い出来事のように感じます。

さきの6月川西町議会において、生活困窮者自立支援制度、私の会報1・2号における不動産担保型生活資金貸付制度、今回の障害差別解消法、私たち川西町の主体である中和福祉事務所では、民生委員定例会におろし、それ以降どのような施策を考えておられますか。川西町にも同じ質問をしたいと思います。

福祉事務所設置には年間約6,000万円かかるとの試算が出ました。無理ならば、役場に簡単窓口をつくり、町民に情報を流す、また、生活保護受給者、それ以外の生活困窮者、障害者、その他弱者の声に耳をかす、アンケートをとり、意見を聞く、役場から積極的に手を差し伸べ、中和福祉事務所を身近に感じるよう、役場が太いパイプ役にならなければならないと思います。

最後に、8月25日に新聞を騒がせた生活保護費が1人分紛失したことに関し、今後、口座振り込みも考えているとのこと。福祉の仕事は、お金を届ければ済むというものではありません。月1回、直接取りに来る人には、顔色、体の調子、様子で判断し、代理人が来たときは、なぜ本人が来れないか心配する必要あり。また、家まで届けるときは、よほど悪いときです。病院にかかって療養できているかどうか、また、仕事の欲しい人には月に何回も会う。これらの人々の自立を目指し、指導し、支援していくことこそ、ケースワーカーの大きな仕事だと思います。この仕事をしないで、福祉事務所の名分が立つと思われませんか。

これにかかわることは、全て税金で賄われています。保護費を渡す人も保護費を受ける人も、真剣に取り組んでほしいと思います。

終わります。ありがとうございました。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町議長（竹村匡正君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

まず、まちと道に関する御質問についてでございますが、開発許可につきましては、都市計画法に基づく開発行為を行う際、当町の場合は奈良県知事の許可が必要であり、開発申請手続は町経由で奈良県に申請されています。申請が町を経由する際、開発区域の近隣状況から判断して、既存の道路との接続を指導しておりますが、スカイタウンのような昨今の開発では、完了された道路には家屋が建築されている状況などで、接続が不可能な状態の場所も存在します。また、袋路状道路（行き止まり道路）を建設し、転回広場を設置する手法が多数見受けられますが、開発行為に係る技術基準により、転回広場を設置することで町道と認定しているのが現状であります。

議員の御質問の開発時における指導については、川西町開発事業等に関する指導要綱第11条第3項、第4項道路関係に、「開発道路については、開発道路の両端が既存の道路に接続するよう努めること」「通り抜けが可能となるよう配慮すること」となっており、開発申請者に対し、開発申請区域の状況を精査し、開発道路の両端が既存道路に接続が可能な場合は、接続及び通り抜けの指導を行うとともに、利便性を考慮した指導に努めてまいります。

また、緊急時の対応としましては、町内の袋路状道路並びに狭い道路等の状況を把握するとともに、自主防災組織及び地域の方々との連携及び情報共有を図り、御支援、御協力いただけるようお願いしたいと思います。

次に、京奈和自動車道一般部の工事についてでございますが、平成26年度に県道天理王寺線まで開通されましたが、その先線、県道天理王寺線から南菅田町間につきましては、国の予算確保の関係から見通しが立たない状況にあると、奈良国道事務所より伺っております。しかし、平成26年度の開通以降、町内に流れ込む車両が増加し、渋滞を招き、住民が迷惑されていることは重々承知しております。私どもといたしましても、引き続き国・県に対し、早期工事着手を強く要請してまいり所存でございます。

次に、女性職員の登用についてでございます。

平成27年7月1日に大規模な機構改革を行い、それに伴って人事異動を行いました。約2カ月が過ぎて、各部署も少しずつ落ちついてきていると思われれます。

議員お尋ねの女性職員の登用でございますが、今年度の人事異動では、女性管理職の管理職全体に占める割合が17.9%でございます。内訳といたしましては、課長が1名、課長補佐が4名となっております。参考といたしまして、総務省労働力調査（基本集計）平成24年（平均）によりますと、管理的職業従事者に占める女性の割合は、平成24年度では11.6%で、依然として低い水準であるそうです。今の世の中では、厳しさを増す社会情勢に的確に対応し、活力ある社会を維持していくためには、男性のみならず、女性の一層の活躍を図っていく必要があると

認識しております。

川西町におきましても、女性職員の職域拡大やさまざまな研修などによる職員の能力開発、男女の別なく職員が活躍できる職場風土の醸成、さらには適切なジョブローテーションにより、人材育成などを図っていきたいと考えております。

今後もこのような取り組みを一層強化し、女性職員の活躍推進に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、福祉事務所の仕事を川西町役場で生かし、広げられないかについてでございます。

福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定されている「福祉に関する事務所」を言い、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成または更生の措置に関する事務をつかさどる第一線の社会福祉行政機関です。都道府県及び市は設置が義務づけられており、町村は任意で設置することができます。

1993年4月には老人及び身体障害者福祉分野で、2003年4月には知的障害者福祉分野で、それぞれ施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲されたことから、都道府県福祉事務所では、従来の福祉六法から福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）を所管することとなりました。

議員お述べのように、町で福祉事務所を設置するには多額の費用が必要となることから、本町においては、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務については中和福祉事務所にて実施していただき、町は生活困窮者など生活弱者の相談業務を行い、町の担当課や福祉事務所に適切につなぐ窓口として住民保健課が担当しています。生活困窮者に適切な支援を行えるように、福祉事務所等と連携を密にし、各種制度の周知も含め取り組んでまいりたいと考えております。

また、介護保険事業計画や社会福祉計画策定時において、65歳以上の高齢者——要介護3以上の認定者を除きます——や障害認定を受けておられる方を対象にしたアンケート調査や一般の方を意見を聞くパブリックコメントを実施し、おのこの事業計画に反映させております。

なお、障害者福祉施策については、奈良県が提唱する、障害を知り、ともに生きることを目的とした、まほろば「あいサポート運動」に取り組み、全職員、民生児童委員さん、障害について学習しておられる団体や一般住民さんを対象に研修を実施し、9月4日にまほろば「あいサポート企業・団体」の認定を受けたところでございます。

次に、生活保護費の支給方法につきましては、本年6月に中和福祉事務所から口座振り込みの意向調査があり、受給者の9割の方が希望すると回答されております。また、ケースワーカーの生活保護認定後の状況確認や自立に向けた就労指導業務につきましては、現在、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯の方に対し、おのこの世帯状況に応じ、2カ月に1回以上訪問、3カ月に1

回以上、6カ月に1回以上、年1回以上、訪問調査及び指導を行っておられ、支給方法が口座振り込みに変わったとしても、ケースワーカーの業務に変更はないと伺っております。

次に、本年4月から実施された生活困窮者に対する生活困窮者自立支援制度等の中和福祉事務所の対応についての質問ですが、福祉事務所が行っている就労支援、自立に向けた相談支援、生活保護世帯等の子どもの学習支援について、奈良県中和生活自立サポートセンター等で実施されており、本町においても広報川西8月号でお知らせしましたが、その周知について福祉事務所との連携を強化し、生活困窮者が相談しやすい環境づくりに努めたいと考えています。

最後に、8月5日に発生しました保護費紛失事件について、改めてお詫び申し上げますとともに、今後このような事態が生じないように、公金及び個人情報の取り扱いには十分注意するよう指導いたします。

以上でございます。

議長（寺澤秀和君） 安井知子君。

2番議員（安井知子君） お答えありがとうございました。ちょっといろいろ難しかったと思います。

2050年、日本のGNPは、世界3位から9位に落ちるそうです。これを防ぐのは、女性と高齢者が働くことがよいと聞いております。日本女性の能力は世界10位と高いそうですが、女性がリーダー職に就いているのは、世界58位だそうです。頑張れば4位にとどまれるそうです。川西町から模範を示してください。

また、福祉の問題で、さきの6月定例議会の後、私の会報3号に対し、御意見のはがきをいただきました。「生活困窮者自立支援制度の件と、6月に起こりました新幹線内投身自殺者とあわせて一考するものあり」と書いてありました。巻き添えの死者まで出した悲惨な事件です。絶対に正当化されるものではありません。しかし、私たち社会が生み出してしまった事件ならば、誰かその人に手を差し伸べられなかったのか、何がその人をそこまで追い詰めたのか、またも私の胸に矢が刺さりました。

私は、この矢の痛みを感じつつ、議員生活を送りたいと思います。

終わります。

議長（寺澤秀和君） 4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、マイナンバー制度の取り組みについてであります。

平成25年に成立した「行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、これがいわゆるマイナンバー法でございます。これに基づき、マイナンバー制度のスタートとして、10月から町民全員に個人番号通知カードが郵送されます。この法律の目的として、個人を示す12桁の個人番号、このマイナンバーによって、行政機関の間で個人情報を確認する手間や重複する事務が削減さ

れて、行政が効率化し、公正な給付と負担が確保でき、住民にとっては、行政の手続が簡素化して利便性が向上するとされています。実務としては、社会保障の分野、税の分野、災害対策の分野で活用することとなっています。

本町におきましても、この法律に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例が、この9月議会の議案として提出されています。マイナンバーの利用開始は来年の1月からで、順次利用が広がっていくようですが、しかし、このマイナンバー制度のことについて町民の皆様はどこまで理解されているのでしょうか。6月広報と8月広報に、「10月からマイナンバーの通知が始まります」と掲載されていましたが、町民の方から、マイナンバー制度がよくわからない、何か手続をしないと助成金がもらえなくなるのか、個人番号カードは申請しなくてはいけないのか、運転免許証のように写真は役場で撮ってくれないのか、個人番号カードは銀行や年金にも必要になってくるのか、マイナンバーのついた個人情報の安全は守られるのか、プライバシーの侵害にならないのか、小さい子どもはどうするのかなど、さまざまな意見を聞きます。

マイナンバーは、今後各自が生涯にわたって使うことになるでしょう。国の新たな施策ではありますが、マイナンバー制度の実務を行う役場としては、責任を持って取り組む必要があります。

そこで、町長にお尋ねいたします。

まず、1つ目です。マイナンバー制度は、社会保障や税、災害対策など、役場の業務としても多くの課がかかわるものであり、その対応などについて横断的な取り組みが必要になってきます。また、今後行政手続の方法の見直しも必要とされます。役場内では、マイナンバー制度に対応するために既に準備が進められていると思いますが、その状況についてお尋ねいたします。

次に、2つ目です。こうした大きな制度が国家的に推進されるとなると、本町の情報システムにも大規模な改修が必要になると思いますが、マイナンバーの利用の拡大に伴い、個人情報保護も含め、新たな情報システムの構築及び安全性についてどうなっているのか、お尋ねいたします。

最後に、3つ目です。マイナンバーは、生まれたときから生涯にわたって使われます。制度の導入に当たって、全町民に正しく理解して使っていただく必要があります。特に小さな子どもさんに対しても個人番号カードの取り扱いや制度のわかりやすい説明が必要と感じますが、町としてどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

以上で質問を終わります。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度の取り組みについてでございます。

マイナンバー制度のスケジュールは既に町広報で通知済みですが、この10月5日から住民個人個人に個人番号が通知され、来年の1月1日から、申請者には個人番

号カードが交付され、主に国の事務において個人番号の利用が始まるということになっています。

このマイナンバー制度に対応するための町の推進体制はどうかという御質問の向きでございますが、具体的な事務への対応ということで申しますと、当該制度を導入することで、例えば転入者の所得の確認などで時間を要していた国保や児童手当の事務などは、個人番号を利用することで、今まで複数回必要であった窓口対応が1回で終了してしまうというようなことになり、文書の後日郵送などの事務手続が不要になる一方、今までは不要であった個人番号を確認したり、記入もしくは入力するというような作業が必要になってきます。このように、マイナンバー制度では多くの事務処理に影響が出てきます。

そこで、これらの事務変更に対応するため、今年の5月から、個人番号を扱う庁内の全ての部署で、当該番号の導入で想定される個々の事務の影響を調査し、想定される事務の変更に対してどのように改善するのか、改善内容を集約させているところでございます。

さらに、条例変更などにつきましても、市町村の情報連携が始まる平成29年7月までには修正していく予定であります。

また、どの条例・規則等例規の変更が必要となるのかを判断していくのは、法令に即した専門的知識も必要とすることから、例規の専門知識を有する者と委託契約を締結し、マイナンバー制度の導入に際して遺漏のない体制をとっているところでございます。

次に、システムの改修でございますが、昨年度は税と住基関連、今年度は社会保障分野に関してシステム改修を実施しているところでございます。

マイナンバー制度の導入に係る個人情報の保護については、基本的に国や都道府県、市町村間で特定個人情報をやりとりするネットワークは国が整備を行いますが、L G W A N回線と申しまして、外部とはつながっておりませんので、このネットワーク回線から情報が漏れいすると言う事は考えにくいものと思われまます。しかし、情報の保護という観点から、中間サーバープラットフォームという機関との間にファイヤーウォールなどを設けて、コンピュータウイルスなどの侵入を防ぐように考えています。このように、まずハード面において特定個人情報の保護には細心の注意を注いでいるところでございます。

加えまして、ソフト面での対応と申しますか、組織の体制や職員個々の意識、情報の扱い方の不備が、昨今の日本年金機構の事故の例をとるまでもなく、何にも増して当該情報の漏えいにつながるものと考えておりますので、職員研修を繰り返し実施し、職員の自覚を高めていく予定であります。9月2日、3日の午前、午後に分けて、全職員にセキュリティ研修を実施済みでございます。また、関係部課長による情報化推進委員会を今年6月に立ち上げ、個人番号の取り扱い責任や担当者を明確にすること、また、取り扱い方法を明文化して、漏えいの危険性のある取り扱いをしないようにすること、「誰が、いつ、どういう目的で、何を見た」というよ

うな情報の取り扱いを記録として残すことなどの組織的な安全管理措置を検討しているところであります。

さらに、業務で使用する情報の暗号化に取り組むことを検討するなど、より強固な情報保護体制の構築に努めたいと考えております。

御指摘のとおり、個人番号は生まれてすぐの新生児にも付番されるものでありますので、子どもたちにはその扱い方について重要性を認識してもらうことが大事であると考えています。そのためには、役場の窓口などに子ども向けのマイナンバー制度の案内を設置したり、学校などで新しく制度化されたことについて指導していただけるよう、町行政としても独自の努力をしていかなければならないと考えております。また、高齢者の方々にも町独自の研修会の実施や教育委員会事業の高齢者教室などを通じて啓発していきたいと考えております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 伊藤彰夫君。

4 番議員（伊藤彰夫君） マイナンバー制度の導入に当たっては、既に情報システムあるいは各課におきまして十分に検討されているということ、それと、既に職員に対しても研修をして、認識を徹底している、そしてまた、情報の取り扱い責任者の明確化、これは非常に大事なことかと思えます。それも既に進められているということでございます。役場としましては、導入に向けて着々と進んでいるかに理解いたしました。

町民の皆様には特に親切丁寧な説明が必要で、十分御理解していただかなければなりません。先ほどもおっしゃっていましたが、説明会とか、特に窓口に来られたときの対応など、よろしくお願ひしたいと思います。また、この個人番号カードをつくった場合、当面は身分証明書などに使われる機会が多いかとも思われます。免許証を持たない人にとっては、非常に便利なものになるかもしれません。しかし、落としたり盗まれたり、取り扱いについては十分注意が必要だと思えます。役場としては、落としたり盗まれたりした場合のフォローも重要かと思えます。

マイナンバー制度導入に当たっては、便利なこともあるでしょうが、町民の皆様が困らないように、マイナンバーで被害に遭わないように、今後十分な備えをお願いしておきます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 3 番 福西広理君。

3 番議員（福西広理君） おはようございます。3 番、福西でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

先日、9 月 1 日に、本町福祉施設ぬくもりの郷のデイサービスセンター及びグループホームにおきまして、現在業務委託により運営されているものを指定管理者制度による運営に変更するため、公募により指定管理者を募集されましたが、この指定管理者制度というものについて質問させていただきます。

指定管理者制度とは、さまざまな課題はありますが、施設の運営・管理をより効

率的かつ効果的に行い、利用者サービスの向上や経費の削減を目的として活用できる有効な制度であると私も認識しております。本町では、平成24年4月より複数の体育施設の管理運営をNPO法人川西スポーツクラブ様に指定管理者として事業を行っていただいております。現在、川西スポーツクラブは約700名弱の住民が利用し、奈良県下でもトップクラスの利用率を誇り、私も会員登録させていただいておりますが、利用者満足度も高く、本町にとって非常に重要な役割を果たしていると感じております。

また、本年4月から指定管理者の契約を更新され、ますますの利用者サービスの向上を期待するところではございますが、今回の契約更新の審査では、さまざまな事業評価を検証した上で、再度指定管理者制度を利用した運営にすることを決定されたと思っておりますが、平成24年3月までに行われていた業務委託の運営から、それ以降の指定管理者制度にすることによって、どれくらいの本町財政の経費が削減されたのか、数値的なものがあれば示していただけますでしょうか。

また、冒頭で申し上げました、ぬくもりの郷デイサービスセンター及びグループホームの指定管理者の募集に関しても、今後、指定管理者に選定される事業者様には、よりよい利用者サービスを提供していただくことを期待するところではございますが、町財政の経費削減という観点では、業務委託から指定管理者制度での運営に移行することにより、町職員の方が従事されている業務が軽減され、将来的に人件費が削減できると伺っておりますが、どれくらい経費が削減されると見込んだ上で運営方法の変更を進めておられるのかをお伺いいたします。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 福西議員の御質問にお答えいたします。

本町における指定管理者制度の運用についてということでございます。

議員お述べのとおり、指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの削減を図ることです。

まず、体育施設において指定管理者制度を導入したことによる経費の状況について御説明申し上げます。

平成24年度より指定管理といたしました体育施設については、管理における人件費、委託料と光熱水費を除く経常的な維持管理費等を主な委託料の積算根拠としています。指定管理導入による経費の節減額についてでございますが、委託額と指定管理委託を導入した前年度決算額とを比較しますと、約50万円の経費抑制となっております。これは、さきに申しましたように、指定管理の委託費とした大部分が人件費と管理における経常的な維持経費を基礎に算定したものであり、同様の管理を行っていかねばならない必要から、大きく経費の削減にはならないことによるものと考えています。

しかし、このたびの更新に当たり、指定管理者の事業評価等を行ったところ、事

業報告・実績からも、地域に密着した各種事業が展開されており、また、アンケート結果にも利用者からおおむね満足されているとの回答が得られています。また、経営状況についても安定した形であるとの報告も受けております。

次に、ぬくもりの郷デイサービスセンター及びグループホームの施設管理に指定管理者制度を導入することの質問について回答させていただきます。

委託により実施しています当該事業費は、毎年度の決算書のとおり、サービス収入に対しましてサービス委託料及び人件費並びに事務費等、歳入歳出ほぼ同額となっています。そのような状況から、今後指定管理者を指定することでどの程度の経費の削減が見込めるのかにつきまして、指定管理者募集要項等で、今回の指定管理業務は収益事業であるため、指定管理料はゼロ円とし、施設使用料相当として営業利益の10%以上の額を提案していただき、本町へ納付されることとなります。ただいまから公募する指定管理者指定申請により、収支計画等提案していただくところで、現状同様、経営状況がよければ納付額が発生するところですが、現時点ではそれ以上は何ともお答えしかねるところでございます。

何よりも、制度を導入することで民間の能力やノウハウを幅広く活用していただき、施設を利用される方とその御家族の皆様にとって、施設利用に当たってのサービスの向上に期待できるところでございますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 福西広理君。

3番議員（福西広理君） 御答弁ありがとうございます。体育施設におきましては、指定管理者制度の導入により、少額ではございますが、約50万円の経費抑制につながり、おおむね利用者の満足度も上がっているとのことですので、この制度を十分に活用できているものと理解し、今後も継続してサービスの向上と経費の抑制に努めていただきたいと思います。

ぬくもりの郷デイサービスセンター及びグループホームについてですが、これから収支計画等の提案を応募事業者様に出していただき、営業利益の10%以上の額を提示していただいて、施設使用料相当として納付していただく御回答いただきましたが、営業収支が赤字になった場合は、事業者から本町へ納付される額はゼロということになりますが、納付額がゼロであっても、本町財政の経費負担というのは抑制されているという認識でよろしいのでしょうか。

また、事業を継続的に改善していくための手法として、PDCAサイクルという手法がございます。これは、民間では以前から広く使われていまして、近年、自治体の事業でもよく活用されるようになった、いわゆる計画・実施・評価・改善、これを繰り返して行い、事業をよりよいものにしていく手法であるということは町長もよく御存じであるとは思いますが、この手法のPとD、プランとドゥー、計画と実施という部分は、今後指定管理者を受けた業者に任せて、利用者サービスの向上を期待するところですが、Cのチェック、評価するという部分は、行政と議会がき

っちり行っていかなければならないと思っております。

本日、私の質問に対して具体的な数字を回答いただけませんでしたでしたが、このぬくもりの郷の指定管理者制度への移行の計画がスムーズに進みますと、本年12月の定例議会においてこの件に関して審議することになると思います。その審議のときまでには、本日御回答いただけなかった数値を、きっちりと評価するためにも、幾らの経費が削減できるのかという問いに対して具体的な数値を次の議会までには示していただけますでしょうか。御回答をよろしく申し上げます。

議長（寺澤秀和君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） 今、福西議員から再度の御質問の中で、今募集要項で提示して、仕様書の中にも、現在、平成24年から26年度までの決算状況をお示しして、それで業者さんのほうに維持管理経費がどれぐらいかかるかという形で一応御提示しています。

それで、議員指摘のように赤字になった場合につきましては、利益が上がっていませんので納付額はないんですが、今の利用者さんの人数でいきますと、町がやるときの黒字になりますし、民間の方でしたら、経費の削減もされるということでやっていますので、若干の納付額はあるかなというように思っております。

具体的な数値につきましては、応募の書類等を見まして、あくまでも資金収支計画的なものになりますが、どのぐらいの納付額があるかはお示しできると思いますので、そのように御理解いただけたらありがたいです。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 福西広理君。

3番議員（福西広理君） ありがとうございます。この指定管理者制度というものを有効に活用し、また、利用者サービスの向上、行政コストの抑制を継続して行っていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

議長（寺澤秀和君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番、芝和也です。議長の許可を得ましたので、前の3人に続きまして、町長に質問いたします。

今般は、本町住民の医療にかかわる分野で、特に経済的な困窮者を中心に、保険料減免制度の新たな整備や医療費の病院窓口等における個人負担の軽減策について、本町が独自基準を設けるなどして、対象となる皆さんの暮らしに資する取り組みの創設を求めるものであります。

今日、さまざまな問題が住民生活にはついて回りますが、日ごろお話を伺いしておりますでも、現下の経済状況からして、やはり日々の暮らしと先行きに関して不安を抱く声が少なくありません。とりわけ年金の給付減や医療や介護の負担増に対して何がしかの手だてを求める声がこのところ強まってきております。

これら社会保障に関する施策の拡充は、国の取り組みはもとより、我々自治体レベルでも手を打つことにより、関係する住民の皆さんの暮らしを大きく励ますこと

へとつながることは間違いありません。打つ手はさまざまにありましようが、医療の分野では、国保法４４条や７７条に基づく保険料の減免に関する取り組みや個人負担の削減に関する取り組みを具体化し、高齢者を中心にカバーして、加えて低所得者対策としての取り組みを打つことが時代の要請と心得ます。

そこで、本町の国民健康保険並びに後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんを対象に、国保法４４条でいう医療費の自己負担分の減額や免除、７７条でいう保険料の申請による減免制度を創設し、経済的困窮者の暮らしの応援策として、本町が実情に応じたふさわしい基準を自ら設けて、必要な手だてに取り組むことを求める次第であります。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問にお答えいたします。

国保法の実践についてでございます。

国民健康保険の医療費の自己負担分及び保険料の減免等については、国民健康保険法第４４条に伴う川西町国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱（平成２３年７月１日施行）と、本町は保険料ではなく保険税であるため、国民健康保険法第７７条ではなく、地方税法１５条に伴う川西町国民健康保険税徴収猶予及び減免に関する実施要領（平成１３年４月１日施行）として既に創設済みでございます。

対象者といたしましては、税の減免については、失業等により当該年度の所得が皆無となった場合、少年院及び刑事施設等に収容・拘禁された場合と定められています。一部負担の減免については、資産等の活用を図ったにもかかわらず、生活が著しく困難となった入院療養を受ける被保険者の属する世帯と定められています。

各減免等の実績としては、税の減免については、平成２６年度に２件の減免を決定しております。一部負担金については、平成２５年度中に入院中の対象となる方の申請相談を受けておりましたが、申請をされる前にお亡くなりになったため、決定には至りませんでした。

各制度につきましても、窓口による納付等の相談の聞き取りの中で説明等を行っております。

以上のとおり、国民健康保険において真に経済的困窮者に対しての本町としての取り組みは既に実施済みであります。

後期高齢者医療につきましても、自己負担の一部負担金の減免及び保険料の減免は実施されております。一部負担金の減免対象者といたしましては、震災、風水害、火災などの災害により財産について著しい損害を受けた場合、世帯の生計を主として維持する方が、死亡し、災害等により行方不明となり、心身に重大な障害を受け、または連続する９０日以上長期入院をした場合、世帯の生計を主として維持する方の収入が自然災害や非自発的失業、事業の休廃止等により著しく減少した場合と定められています。

保険料の減免対象者については、震災、風水害、火災などの災害により財産につ

いて著しい損害を受けた場合、世帯の生計を主として維持できる方が、死亡、事業または業務の休廃止・失業したことなどの事情により、所得が著しく減少した場合、刑事施設などへ拘禁され、給付の制限が行われている場合と定められています。

後期についての各減免実績は、本町ではゼロ件となっています。

また、現行の国保及び後期の制度を見ても、70歳以上の高齢者であり、非課税等の低所得者については、国保・後期ともに限度額適用、標準負担額減額認定証の発行等により、病院窓口での費用負担軽減を受けていただけます。通院では8,000円、入院では1万5,000円または2万4,000円に医療費の負担が軽減されます。

保険税についても、低所得者について国民健康保険では均等割額、平等割額の7割・5割・2割削減や、若い世代についても、会社等の都合による非自発的失業者への前年度所得の軽減措置等があります。後期高齢者医療制度においても、均等割額の9割・8.5割・5割・2割軽減等がございます。

以上のように、現行制度上も既に救済的制度が多数実施されています。当町といたしましては、これらの制度をうまく活用し、高齢者や低所得者に対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 現行制度、法定制度にのっとった減免諸施策、一部負担金の徴収猶予等々の施策は町長お述べのとおり、既に実施済みということであります。

今般の問いかけは、本町が自らの基準を設けて、法の趣旨を十分に踏まえて、住民の皆さんの暮らし応援に資する、そういう取り組みとして自らの基準を設けた制度、これに取り組むことを求めているものであります。

いずれにしましても、現在の医療制度の全体的な傾向としまして、保険料の窓口負担は社会保険で言えば、当初本人は全額給付、1割負担、それが現在3割負担になってきてますし、国民健康保険税で言いましても、限度額がだんだんと上がってきてるといふようなことも踏まえ、負担増の流れにあるというのが全体としての流れであります。

同時に、国としては、国の表現をかりれば、その辺の仕組みを適正にしていって、適正な医療を受けられるようにするという話であります。いずれにしましても病院窓口が遠のいているというふうに、全体の国民の負担を上げて、保険給付を受ける者の負担を上げることによって、病院窓口に行く機会が抑制されているなどいふような背景があるという認識を町長自身がお持ちかどうかは別にいたしまして、その辺、背景をどういふふうに御覧になっておられるか、御所見をお伺いしたいと思います。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町長（竹村匡正君） 芝議員がお述べのとおり、保険制度が創設されたときは、高齢者については自己負担ゼロとかいふような制度があり、現在では一般の世帯につ

いては3割負担ということで、当時と比べると負担割合が上昇している、また、保険料についても上昇しているという事実はございますけども、日本の人口自体が生産年齢人口も減少しており、また、高齢者世帯も増えている中、社会保障制度を維持する上では、国の施策としてはやむを得ないのではないかと私は考えております。

一方で、低所得者等、経済的困窮者等の支援という形で現在取り組まれておりますので、これ自体は妥当ではないのかなと考えておるところでございます。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 負担は膨らんでるけれども、社会保障制度全体を維持していくためには、現行制度は一定妥当ではないかというお話であったかというふうに思います。

町長の認識は、それはそれでそういう認識だろうというふうに思いますが、今申しましたような、例えば本町が独自に一定の基準を設けて、低所得者の救済対策として医療費の自己負担を補うような制度を実施したとしたら、これはこれで対象となる皆さんの暮らしの応援としては資する取り組みになると、こういうふうに私は思います。するかせんかは別ですけども、そういう取り組みをしたとしたら、暮らしの応援策としては資する取り組みになると、こう思いますけれども、その辺の町長の認識はどうでしょうか。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町長（竹村匡正君） 芝議員のおっしゃってるようなことは、暮らしの応援に資する方策であるかとは思いますが、国保料を負担している方々へしわ寄せが来る、保険料の増加にもつながりますし、また、一般財源の投入とかいうようなお話もございしますが、国保世帯というのは川西町の人口でも3割程度でございますので、一般に税金を払われてる人からすると、社会保険等と合わせて二重負担という形にもなりますので、私としては現状程度の施策で十分ではないかと考えております。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 施策としては踏み切る意向はないということではありますが、手だてとしてはあれば助かるということは、そういう認識であったかというふうに思います。

町長お述べのとおり、確かに加入世帯で言いますと、住民全体からいえばそういうことになろうかと思いますが、いずれにしても、国民健康保険は後期高齢者保険も含めまして国民皆保険の根幹をなす制度ですし、誰もが医療保険に必ず加入する、こういう仕組みで、我が国の社会保障の一番の根幹をなす制度ということでもあります。

ところが、社会保険、一般的に生産労働人口の皆さんが入っておられる保険の場合は、若いですし、体も達者ですし、元気ですし、そんなにお医者さんにかかるということも率として少ないですけども、国民健康保険の加入者の状況から言います

と、勤めを終えた方が入ってこられますし、そういう点で収入が少なく、なおかつ年もいってますから、それだけ体を使ってますと、やっぱりあちこち傷みも出てきますから、お医者さんにかかる機会も増えてくる、こういうことであります。町長も御承知のとおり、大体所得200万円ぐらいまでで加入者全体の8割ぐらいがおさまっているという状況ですし、先ほど国保と後期高齢者医療保険でそれぞれ法定減免を実施してるという、その割合の説明もありましたけれども、これを受けておられる方が、国保加入者全体の世帯でいえば、52%、半分以上が法定減免、所得が満たないので現在の減免制度に乗っかってるということです。後期高齢者で見ますと、これがさらに膨らんで、65%というのが本町の実情のようでありますので、そういう点でいえば、何がしかの手だてを打たんとこのまま続けていっても、これはこれで持続可能な制度をどう進めていくかという議論は横にあります、制度としては安泰であると。住民の皆さんの置かれている所得分布の状況からして、手を打たんでも安泰であるというふうには一概には言えないと思いますが、その辺はどう見ておられますか。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほどから申し上げておりますとおり、日本全体でも高齢者が増え、生産年齢人口が減少している状況です。川西町をとりましても、日本全体以上に、現在は生産年齢人口が減少しているような状況でございますので、国保制度を維持するためにも、現状程度で対応するしかないのではないかと私は考えておりますし、経済的に厳しい方々に対しては、国保制度をいじるのではなくて、各種社会保障制度やセーフティネットの制度の活用などといったことをしっかりと職員が対応できるような体制を整えていくことで対応していきたいと考えております。以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番 議員（芝 和也君） そういった国保制度をいらって対応するというよりは、セーフティネットの活用というお話でありましたけれども、現状として、先ほど言いましたように、所得分布で200万円以下の世帯が8割という国保の現状ですし、法定減免、所得の少ない人に対して実施されている減免制度に半分から7割近い人が乗っかってるということですから、そういう現状に対して何がしかの手を打たんでも安泰やと、そこはこのままでも安泰やという認識でしょうか。お答えいただけますか。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安泰という言葉の意味がちょっとよくわかりませんが、現状以上に、例えば保険料を削減したり、また自己負担額を削減したりすることがございますと、より以上に社会保障制度、国民健康保険制度自体の崩壊も早くなると私は思っておりますので、やむを得ない措置なのかなと考えております。制度を維持するためにはやむを得ないのかなと考えております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 議論は平行線なんですけれども、どこに何をどう使うかという財政の配分、これも町長とはこの間議論を重ねていますが、町長は、今、医療の分野とは別に、予防の分野で財政出動して、そしてワクチン、予防接種、そういうものをいわゆる国の定期接種以上に町の独自策として手を打つことによって病気の予防をすることによって医療費の抑制という、そういう分野で財政出動が今行われていますし、非常に共感できる点であります。

同じように、医療の分野でも、これはなってみないことにはわかりませんが、財布が底をついてきて、非常に心細く、精神的にも不安定になってきますけれども、心配で心配でしゃあない人は、病院へ行くのもぎりぎりまで我慢して、「もうしんどくてどうもしゃあない。行かざるを得えへん」というぐらいになって行くというのが、どうしても低所得者のところでは集中して出てきてるとというのが傾向です。そうなりますと医療費もかさむということです。

実際、これは全国の自治体をいろいろ研究してもらいますと出てくるとは思いますけれども、実際に医療費を抑制しているところは、何がしかの手を打って、やっぱり受けやすくして、行きやすくして、結果、医療費全体が下がっているというデータも、手を打っている自治体の様子からは出てきていますので、その辺を模索しながら、何をどこでどう使うか、集めたお金の分配の方策を、ぜひ予防保健同様に医療の分野でも手がけていただけたらと、そういうふうに思います。

時間が参りましたので、またこの点では引き続き議論を進めたいと思いますが、そういう方策について、町長の御所見を最後にお聞かせください。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 医療費にお金をかけたから病院に通う方が少なくなったというようなお話もございましたけども、どっちが先かわかりませんが、私としましては、今後も予防分野に力点を置いていって、各自・各家庭の努力で医療にかからないような体制をしっかりと整えてまいりたいと。任意接種の補助もございまして、健康増進に関しても力を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） これをもちまして、一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号より、日程第19、同意第4号までの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

日程第5、認定第1号、平成26年度川西町一般会計・特別会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

まず、日程第5、認定第1号、平成26年度川西町一般会計・特別会計決算についてでございます。平成26年度川西町歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

平成26年度一般会計決算につきましては、歳入決算額42億9,922万3,392円、歳出決算額41億4,072万773円、歳入歳出差し引き額1億5,850万2,619円となっており、これを翌年度へ繰り越しさせていただきたいと思っております。

2ページに移っていただきまして、この繰越額1億5,850万2,619円から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額1,735万7,000円を差し引きいたしまして、実質収支額は1億4,114万5,619円となるものです。

その他の特別会計を含めまして、詳細につきましては会計管理者から説明いたします。

議長（寺澤秀和君） 松本会計管理者。

会計管理者（松本雅司君） それでは、引き続きまして、一般会計の歳入についてより御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第1款町税、予算現額11億4,940万7,000円に対しまして、収入済額は11億4,076万5,685円でございます。

第2款地方譲与税、予算現額2,467万4,000円に対しまして、収入済額は2,468万6,000円でございます。

第3款利子割交付金、予算現額、収入済額ともに同額の297万8,000円でございます。

第4款配当割交付金、予算現額、収入済額ともに同額の1,316万7,000円でございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金、予算現額、収入済額ともに同額の713万9,000円でございます。

4ページに移っていただきまして、第6款地方消費税交付金、予算現額、収入済額ともに同額の9,247万1,000円でございます。

第7款自動車取得税交付金、予算現額、収入済額ともに同額の324万9,000円でございます。

第8款地方特例交付金、予算現額、収入済額ともに同額の588万3,000円でございます。

第9款地方交付税、予算現額13億5,190万8,000円に対しまして、収入

済額は14億2,690万8,000円でございます。

第10款交通安全対策特別交付金、予算現額、収入済額ともに同額の67万1,000円でございます。

第11款分担金及び負担金、予算現額4,976万6,000円に対しまして、収入済額は4,668万7,890円でございます。

第12款使用料及び手数料、予算現額7,291万5,000円に対しまして、収入済額は7,113万4,634円でございます。

第13款国庫支出金、予算現額5億1,515万8,000円に対しまして、収入済額は4,597万2,026円で、なお、収入未済額4,286万1,000円は、翌年度への繰り越し事業分でございます。

第14款県支出金、予算現額1億9,174万2,000円に対しまして、収入済額は1億8,785万8,997円でございます。

第15款財産収入、予算現額500万円に対しまして、収入済額は502万8,367円でございます。

第16款寄附金、予算現額16万2,000円に対して、収入済額は6万2,000円でございます。

第17款繰入金、予算現額、収入済額ともに同額の3,141万2,000円でございます。

6ページに移っていただきまして、第18款繰越金、予算現額1億8,866万8,000円に対しまして、収入済額は1億8,866万8,071円でございます。

第19款諸収入、予算現額4,561万8,000円に対しまして、収入済額は4,944万2,722円でございます。

第20款町債、予算現額5億4,801万9,000円に対しまして、収入済額は5億4,121万9,000円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額43億7,000円に対しまして、調定額44億8万1,331円、収入済額は42億9,922万3,392円で、不納欠損額は539万9,786円、収入未済額は9,545万8,153円でございます。

次に、歳出の各款について御説明いたします。7ページをお願いいたします。

第1款議会費、予算現額9,296万1,000円に対しまして、支出済額は9,005万472円でございます。

第2款総務費、予算現額7億8,660万3,000円に対しまして、支出済額は7億1,923万64円で翌年度繰越額は5,414万4,000でございます。

第3款民生費、予算現額10億1,959万4,000円に対しまして、支出済額は10億114万2,984円で、翌年度繰越額は7万4,000円でございます。

第4款衛生費、予算現額2億5,988万7,000円に対しまして、支出済額は2億5,507万9,470円でございます。

8ページに移っていただきまして、第5款農商工業費、予算現額5,563万9,000円に対しまして、支出済額は5,364万8,658円でございます。

第6款土木費、予算現額3億9,066万4,000円に対しまして、支出済額は3億6,889万1,821円でございます。

第7款消防費、予算現額1億9,563万円に対しまして、支出済額は1億9,207万1,602円でございます。

第8款教育費、予算現額10億9,494万5,000円に対しまして、支出済額は10億5,955万3,040円でございます。翌年度繰越額は600万円でございます。

第9款公債費、予算現額3億7,718万8,000円に対しまして、支出済額は3億7,715万7,081円でございます。

第10款諸支出金、予算現額2,389万6,000円に対しまして、支出済額は2,389万5,581円でございます。

第11款予備費、予算現額300万円に対して、支出はございませんでした。

以上、歳出合計額は、予算現額43億7,000円に対しまして、支出済額は41億4,072万773円であります。歳入歳出差し引き残額1億5,850万2,619円を平成27年度へ繰り越しいたしました。

次に、財産に関する調書でございます。113ページをお願いいたします。

なお、ここでは、決算年度中に主な増減のみを報告させていただきます。

まず、1.公有財産でございます。(1)土地及び建物につきましては、小学校の木造附属建物71平米の取り壊しによる減、また、非木造で体育館の建てかえによりまして912平米の増となっております。

ページをめくっていただきまして、(2)有価証券及び(3)出資による権利につきましては、増減はございませんでした。

2.物品でございますが、普通自動車の買いかえと消防自動車を1台購入いたしました。

ページをめくっていただきまして、3.基金につきましては、取り崩しに関しまして、財政調整基金で1,619万1,318円、自治振興基金で925万3,000円、川西町立学校施設整備基金で600万円の取り崩しをいたしました。また、積立につきましては、減債基金に2億761万8,000円、介護給付準備基金に10万731円、川西町ふるさと応援基金に6万2,000円の積み立てをいたしました。また、各基金の利息でございますが、合計といたしまして492万1,227円がございました。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算について御説明をいたします。

118ページをお願いします。

国保会計の歳入総額は10億8,602万5,737円、歳出総額は10億8,507万9,286円で、歳入歳出差し引き額は94万6,451円が実質収支額でございます。

次に、歳入の各款について御説明いたします。119ページをお願いします。

第1款国民健康保険税、予算現額1億9,651万1,000円に対しまして、収入済額は1億9,664万755円でございます。

第2款使用料及び手数料、予算現額4万円に対しまして、収入済額は4万4,450円でございます。

第3款国庫支出金、予算現額2億3,948万4,000円に対しまして、収入済額は2億3,947万9,976円でございます。

第4款療養給付費等交付金、予算現額8,171万9,000円に対しまして、収入済額は8,171万4,000円でございます。

第5款前期高齢者交付金、予算現額2億7,239万7,000円に対しまして、収入済額は2億7,239万7,259円でございます。

第6款県支出金、予算現額5,877万2,000円に対しまして、収入済額は5,877万2,315円でございます。

120ページに移っていただきまして、第7款共同事業交付金、予算現額1億3,273万円に対しまして、収入済額は1億3,273万552円でございます。

第8款財産収入、予算現額20万2,000円に対しまして、収入済額は20万2,517円でございます。

第9款繰入金、予算現額9,815万6,000円に対しまして、収入済額は8,308万5,453円でございます。

第10款の繰越金、予算現額1,906万7,000円に対しまして、収入済額は1,906万7,609円でございます。

第11款諸収入、予算現額142万1,000円に対しまして、収入済額は189万851円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額11億49万9,000円に対しまして、調定額11億4,490万2,956円、収入済額は10億8,602万5,737円で、不納欠損額710万5,100円、収入未済額は5,177万2,119円でございます。

次に、歳出の各款について御説明をいたします。121ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額2,509万9,000円に対しまして、支出済額は2,408万2,984円でございます。

第2款保険給付費、予算現額7億4,438万6,000円に対しまして、支出済額は7億329万825円でございます。

第3款後期高齢者支援金等、予算現額1億3,778万4,000円に対しまして、支出済額は1億3,778万3,005円でございます。

第4款前期高齢者納付金等、予算現額11万1,000円に対しまして、支出済額は10万9,732円でございます。

次のページに移っていただきまして、第5款老人保健拠出金、予算現額5,000円に対しまして、支出済額は4,775円でございます。

第6款介護納付金、予算現額5,716万円に対しまして、支出済額は5,716万6,049円であります。

7 款共同事業拠出金、予算現額 1 億 3,653 万 6,000 円に対しまして、支出済額は 1 億 3,653 万 344 円でございます。

第 8 款保健事業費、予算現額 1,356 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 1,318 万 1,543 円でございます。

第 9 款基金積立金、予算現額 20 万 3,000 円に対しまして、支出済額は 20 万 2,517 円でございます。

第 10 款の諸支出金は、予算現額 1,302 万 2,000 円に対しまして、支出済額は 1,272 万 7,512 円でございます。

第 11 款予備費、予算現額 1,261 万 9,000 円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額 1 億 49 万 9,000 円に対しまして、支出済額は 10 億 8,507 万 9,286 円であります。歳入歳出差し引き残額 94 万 6,451 円を平成 27 年度へ繰り越しました。

以上が国民健康保険特別会計でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

149 ページをお願いいたします。

歳入総額は 1 億 618 万 9,409 円、歳出総額 1 億 597 万 8,009 円で、歳入歳出差し引き額 21 万 1,400 円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について御説明いたします。150 ページからであります。

第 1 款後期高齢者医療保険料、予算現額 7,439 万 5,000 円に対しまして、収入済額は 7,484 万 7,950 円でございます。

第 2 款使用料及び手数料、予算現額 1 万 2,000 円に対しまして、収入済額は 1,850 円でございます。

第 3 款繰入金、予算現額 3,080 万 4,000 円に対しまして、収入済額は 2,994 万 1,027 円でございます。

第 4 款の繰越金は、予算現額、収入済額ともにございませでした。

第 5 款諸収入、予算現額 191 万 8,000 円に対しまして、収入済額は 139 万 8,582 円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額 1 億 712 万 9,000 円に対しまして、調定額 1 億 704 万 8,909 円、収入済額は 1 億 618 万 9,409 円で、収入未済額は 85 万 9,500 円でございます。

次に、歳出でございます。151 ページをお願いいたします。

第 1 款総務費、予算現額 546 万 4,000 円に対しまして、支出済額は 526 万 4,770 円でございます。

第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額 9,977 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 9,939 万 1,868 円でございます。

第 3 款保健事業費、予算現額 170 万 1,000 円に対しまして、支出済額は 119 万 5,871 円でございます。

第4款諸支出金は、予算現額17万6,000円に対しまして、支出済額は12万500円でございます。

第5款予備費、予算現額1万3,000円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計、予算現額1億712万9,000円に対しまして、支出済額は1億597万8,900円、歳入歳出差し引き残額21万1,400円を平成27年度へ繰り越しいたしました。

以上が後期高齢者医療特別会計でございます。

次に、介護保険事業勘定特別会計の決算についてでございます。

161ページをお願いいたします。

歳入総額は7億638万7,959円、歳出総額は6億9,775万5,548円で、歳入歳出差し引き額は863万2,411円となります。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が207万4,000円のため、実質収支は655万8,411円でございます。なお、480万296円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき、基金に繰り越しをさせていただきました。

次に、歳入の各款についての御説明をいたします。162ページをお願いします。

第1款保険料、予算現額1億4,642万1,000円に対しまして、収入済額は1億4,598万5,700円でございます。

第2款分担金及び負担金、予算現額1,000円に対しまして、収入はございませんでした。

第3款使用料及び手数料、予算現額5,000円に対しまして、収入済額は9,450円でございます。

第4款国庫支出金、予算現額1億5,823万4,000円に対しまして、収入済額は1億4,931万8,594円でございます。

第5款支払基金交付金、予算現額1億9,282万3,000円に対しまして、収入済額は1億9,284万282円でございます。

第6款県支出金、予算現額1億94万円に対しまして、収入済額は1億80万7,658円でございます。

次のページに移っていただきまして、第7款財産収入、予算現額15万1,000円に対しまして、収入済額は15万1,919円でございます。

第8款繰入金、予算現額1億2,200万9,000円に対しまして、収入済額は1億1,619万1,904円でございます。

第9款繰越金、予算現額98万1,000円に対しまして、収入済額は98万1,202円でございます。

第10款諸収入、予算現額4,000円に対しまして、収入済額は10万1,250円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額7億2,156万9,000円に対しまして、調定額7億789万5,159円、収入済額7億638万7,959円で、不能欠損額29

万2,200円、収入未済額は121万5,000円でございます。

次に、歳出の各款について御説明申し上げます。164ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額3,452万3,000円に対しまして、支出済額は3,044万1,993円でございます。

第2款保険給付費、予算現額6億4,819万4,000円に対しまして、支出済額は6億4,595万5,627円でございます。

第3款地域支援事業費、予算現額2,186万6,000円に対しまして、支出済額は2,000万1,008円でございます。

次のページに移っていただきまして、第4款基金積立金、予算現額1,564万1,000円に対しまして、支出済額は15万1,919円でございます。

第5款諸支出金、予算現額124万6,000円に対しまして、支出済額は120万5,001円でございます。

第6款予備費、予算現額9万9,000円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額7億2,156万9,000円に対しまして、支出済額は6億9,775万5,548円であります。歳入歳出差し引き残額863万2,411円のうち基金に積み立てた残額383万2,115円を平成27年度へ繰り越しいたしました。

以上が介護保険事業勘定特別会計でございます。

続きまして、介護保険介護サービス事業勘定特別会計の決算について説明いたします。

188ページをお願いします。

介護保険介護サービス事業勘定特別会計の歳入総額は1億637万に5,427円、歳出総額は1億545万3,312円で、歳入歳出差し引き額92万2,119円が実質収支額でございます。

次に、歳入の各款についてでございます。189ページをお願いします。

第1款サービス収入、予算現額1億667万6,000円に対しまして、収入済額は1億576万3,106円でございます。

第2款諸収入、予算現額2万円に対しまして、収入済額は194円でございます。

第3款繰越金、予算現額61万3,000円に対しまして、収入済額は61万2,127円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額1億730万9,000円に対しまして、調定額1億637万5,427円、収入済額は1億637万5,427円、収入未済額はございません。

次に、歳出の各款でございます。190ページでございます。

第1款総務費、予算現額2,277万3,000円に対しまして、支出済額は2,215万5,659円でございます。

第2款サービス事業費、予算現額8,407万9,000円に対しまして、支出済

額は 8,329 万 7,459 円でございます。

第 3 款 基金積立金、予算現額 15 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 194 円でございます。

第 4 款 予備費、予算現額 30 万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計、予算現額 1 億 730 万 9,000 円に対しまして、支出済額は 1 億 545 万 3,312 円でございます。歳入歳出差し引き残額 92 万 2,115 円を平成 27 年度へ繰り越しいたしました。

以上が介護保険介護サービス事業勘定特別会計でございます。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算でございます。

198 ページをお願いいたします。

歳入総額 1,455 万 3,550 円、歳出総額 3,185 万 4,182 円、歳入歳出差し引き額で歳入不足額 1,730 万 632 円が実質収支額でございます。

次に、歳入の各款についてでございます。199 ページをお願いいたします。

第 1 款 繰入金、予算現額、収入済額ともに同額の 123 万 3,000 円でございます。

第 2 款 の繰越金、予算現額、収入済額ともにございませんでした。

第 3 款 諸収入、予算現額 2,507 万 2,000 円に対しまして、収入済額は 762 万 550 円でございます。

第 4 款 県支出金、予算現額 27 万 4,000 円に対しまして、収入済額は 30 万円でございます。

第 5 款 町債、予算現額 530 万円に対しまして、収入済額は 540 万円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額 3,187 万 9,000 円に対しまして、調定額 1 億 2,129 万 7,510 円、収入済額は 1,455 万 3,550 円で、収入未済額は 1 億 674 万 3,960 円でございます。

次に、歳出でございます。200 ページをお願いいたします。

第 1 款 土木費、予算現額、支出済額ともに 123 万 3,000 円でございます。

第 2 款 公債費、予算現額 1,290 万 4,000 円に対しまして、支出済額は 1,287 万 9,238 円でございます。

第 3 款 前年度繰上充用金、予算現額 1,774 万 2,000 円に対しまして、支出済額は 1,774 万 1,994 円でございます。

以上、歳出合計は、予算現額 3,187 万 9,000 円に対しまして、支出済額は 3,185 万 4,182 円でございます。歳入歳出差し引き歳入不足額 1,730 万 632 円は、地方自治法施行令の規定に基づき、翌年度歳入金の繰り上げ充用により全額補填をいたしております。

以上が住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の説明でございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計の決算でございます。

206 ページをお願いいたします。

歳入総額は3億2,495万1,436円、歳出総額は3億2,485万1,436円で、歳入歳出差し引き額は10万円でございます。なお、翌年度へ繰り越すべき財源といたしましての繰越明許費繰越額が10万円のため、実質収支は0円でございます。

次に、207ページの歳入の各款についてでございます。

第1款使用料及び手数料、予算現額1億215万7,000円に対しまして、収入済額は1億330万4,040円でございます。

第2款国庫支出金、予算現額、収入済額ともに同額の500万円でございます。

第3款繰入金、予算現額1億5,181万6,000円に対しまして、収入済額は1億4,871万396円でございます。

第4款諸収入、予算現額10万5,000円に対しまして、収入済額は13万7,000円でございます。

第5款町債、予算現額6,830万円に対しまして、収入済額は6,770万円でございます。

第6款繰越金、予算現額、収入済額ともに同額の10万円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額3億2,747万8,000円に対しまして、調定額3億3,130万3,696円、収入済額3億2,495万1,436円で、不能欠損額18万4,230円、収入未済額は616万8,030円でございます。

次に、歳出の各款でございます。208ページをお願いいたします。

第1款公共下水道事業費、予算現額1億2,131万9,000円に対しまして、支出済額は1億1,993万2,306円で、翌年度繰越額は30万円でございます。

第2款公債費、予算現額2億585万9,000円に対しまして、支出済額は2億491万9,130円でございます。

第3款の予備費、予算現額30万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額3億2,747万8,000円に対しまして、支出済額は3億2,485万1,436円でございます。歳入歳出差し引き残額10万円を平成27年度へ繰り越しいたしました。

以上、簡単ではございますが、平成26年度川西町一般会計並びに特別会計の決算について説明を申し上げます。細部につきましては、各会計の事項別明細書によりまして御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議 長（寺澤秀和君） 説明が終わりました。

この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成26年度一般会計及び特別会計の決算監査の結果を御報告申し上げます。

去る7月29日に、中嶋監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定

により、平成26年度川西町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（寺澤秀和君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番，芝和也です。それでは、一般会計と特別会計の決算ですが、一般会計では福祉部局に関することで若干、それと、特別会計の国保についてお伺いをいたします。

まず、一般会計ですけれども、福祉医療で積年実施されています子どもの医療費の助成制度ですが、実績からして、入院医療費の補助制度の状況からしますと、ほとんど入院する年齢ではありませんので、せっかくの施策がなかなかいきまわらないという状況になっています。この間、議論を重ねている問題ですけれども、制度として通院も含めた制度へ拡充をしていくべきではないか。その辺、この実績から見て、教訓とするべきと存じますが、その辺についてお伺いをいたします。

それから、同じく子どもの医療費ですが、現在奈良県では、一旦窓口で立て替え払いという形になってきております。町長御自身も、この問題は不思議な問題という認識はお持ちでありますし、県下統一してどうしていくのかということが今求められていますので、その辺、現物給付化に向けての意向を教訓化すべきだと思いますが、町長自身、そういう現物給付化をしたらええという意向はお持ちですので、その辺、今後の取り組みについての進捗と方途についてお伺いをいたします。

それから、放課後児童対策、学童保育所ですけれども、これも実績からしますと、需要がどんどん増大してきているという状況ですので、その辺、学童保育の増員・増設に向けた方途をどのようにお考えか、お伺いをいたします。

それから、清掃総務費で、ごみの減量化に向けての取り組みですけれども、資源化によりまして、本町の実績値でいえば、家庭からの焼却ごみが大体平均で500トンぐらい減少してきているというのが実績状況のようでありますので、そういう意味では資源化の影響は大きなものがあるというふうに思っております。今後に向けてごみをいかに減らしていくかということでの取り組みでありますので、現在焼却ごみとして出されています紙類の回収ですけれども、自治会や子ども会など、廃品回収の資源化団体に対する助成という形では取り組みがありますが、これを町自身が回収するメニューの中に乗せていって、一層のごみ減量に向けた取り組みとして進めていくという、その辺全般的な考え方、方途についてお伺いしたいと存じます。

以上が一般会計です。

国保会計についてであります。これは先ほどの一般質問とも若干かぶりますが、保険料の負担軽減にどう取り組むかという問題であります。

いずれにしましても、国保会計は資金の収支が、過去の繰越額がどんどん減ってきて、実質の単年度は赤字が続いてきているという状況にあるわけですので、それをどう埋めていくかという話になってくると思います。それを、赤字になってる分、一般財源を使うのか、保険税として賦課していくのかというどっちかしか収入はありませんけれども、その辺の考え方として、一般財源の投入は、これまでその考えはないということでありましたけれども、先を見きわめるとして、その辺、一般財源投入に関して改めて町長の所見をお伺いしておきます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長（寺澤秀和君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） まず、私のほうから回答させていただきます。

1つ目の一般会計決算の中の福祉医療費の子ども医療費助成について。

平成26年度から小学生・中学生の入院も県の補助制度に加えられました。従前より川西町では、所得制限を解除して、県の補助制度に上乘せして町単独事業で実施していると。平成26年度の町単独分は120件で、金額にして37万5,170円ということになっております。

議員お述べの小学生・中学生の通院まで拡充するとなりますと、試算では約1,000万円ほどの一般財源が必要となります。現在、先ほど町長が国税のところで答弁しましたように、インフルエンザワクチンなど任意の予防接種助成に力点を置いておりますので、子ども医療費助成事業のさらなる拡大は、今のところ考えておりません。

また、子ども医療費の窓口負担をなくす現物給付につきましても、受診したときに一部負担金を支払わなければならないという、いわゆる窓口払いの原則が国民健康保険法で規定されております。従前から申し上げてきましたとおり、福祉医療制度に基づきます助成金を市町村が受診者にかわって医療機関に支払う現物給付方式をとった場合、国民健康保険の療養給付費国庫負担金の減額措置を受けることとなりますので、これも現在実施しておりません。

現在、全国知事会では、少子化及び子育て世帯の負担の軽減を図る観点から、これらの拡充策を国の制度として実施するよう、厚生労働省に対し協議希望事項として取り上げられております。療養給付費国庫負担金の減額措置を廃止するよう要望されているところです。

本町といたしましても、国の制度として実施し、国民健康保険療養給付費の減額措置を廃止するよう、市町村会等を通じて要望したいと考えております。また、国におきましても、子ども医療費制度のあり方に関する検討会が本年9月2日に開催されまして、子ども医療の自己負担のあり方や国保の国庫負担のあり方について検討されております。

次に、放課後児童対策について。

平成26年度まで学童保育所の対象は小学校3年生まででありましたが、平成27年度の子ども・子育て新制度の開始により、小学校6年生まで対象となりました。そのため、現在の定員70名では、申し込み者が定員をオーバーしているのが現状です。平成27年7月1日時点で4年生以上の入所希望者を18名断っているのが現状です。その問題を解消するために、定員の増員の検討をしております。検討内容は、現在の定員70名を86名に増員するというもので、増員に伴い、指導員を1名増員するというものであります。

学童保育所の増設につきましては、現段階では、すぐに施設を増設するよりは、子どもセンター等の施設の活用など、川西町に合った子育て環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、清掃費につきまして。

平成21年度から開始しました資源ごみの分別収集ですが、住民の皆様の環境意識のおかげで、分別意識も定着し、また、ごみの減量化の意識も定着してきました。おかげで家庭系の燃やすごみにつきましては、分別収集開始時に約2,214トンであったものが、年々効果があらわれ、平成26年度実績で1,723トンと、約491トンの減少となっております。これは、現在の処理単価で換算いたしますと、年間約835万円の減額効果となります。

今回、議員御質問の紙類の資源化ですが、確かに実現すればより減量化になると思います。しかし、ごみ処理を委託している天理市クリーンセンターにおいては、紙類を資源として受け入れる状態ではないこともあり、実現できる状態ではないのが現状です。紙類でもより重量のある雑誌や新聞紙、段ボールにつきましては、各自治会や資源回収団体による回収をいただいているところでもあり、町で回収するよりも、そちらによる回収についてもっと活用いただくほうが、各団体の活動資金等にもなると考えますので、有効かと考えております。

町といたしまして、資源回収団体に対しましては、申請により、1キログラム当たり5円の助成を行っており、また、年度内に5回を超えて資源回収活動を行うと、6回目以降、1回につき1,500円の助成も行っています。広報等にもっと力を入れ、ぜひこの制度を利用していただき、燃やすごみの減量化に御協力をいただきたいと思いますと考えております。

次に、国保会計につきまして、保険税の負担軽減策の一環として一般財源投入について。

この問題につきましては、厚生委員会で議員といろいろと議論しているところではございますが、以前から申し上げますとおり、住民の健康の保持及び町全体の医療費の抑制という最終目的は同じと考えております。国保の保健事業は、国民健康保険加入者に対し実施しております。今までどおり国の繰り出し基準に基づき、今後行うべきであると考えております。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、順次重ねてお伺いをいたします。

まず、子どもの医療費の通院の問題であります。経費的には結構かかるということでありました。ただ、状況として、県内自治体でももう手がけているところが大幅増えてきています。町長も人口増等のことから企業誘致や新たな転入者を迎えていってという方向で、本町の人口の維持に努力されていますし、そういう点で言いますと、子育て世代を中心に、先ほどの話ではありませんけど、労働人口を中心とする皆さんに来てもらうのが一番いいわけですし、その辺、一定の付加価値が必要になってくるのではないかというふうにも思っているところでもあります。

その辺、他町村との整合性も必要になりますけれども、施策としては一定必要ではないかと。入院もそれはそれでいいんですけれども、実情からすると、実際に入院する世代ということでは、そんなにしょっちゅう入院するというところでもありませんので、そういう点では、気は心ではありませんけれども、そういった新たな方向に目を向ければというふうに思いますが、その辺、いかがお考えでありましょか。

現物給付も重なりますけれども、町長御自身は、いろいろな地域にこれまで居住されて、そこで子育てされてくる中から、奈良県に来たときに、何でと感じたというふうに以前お述べでありましたので、近畿では奈良県だけがこの状況になっています。何でかといいますと、今、部長がお述べのとおりであります。国の考え方がそういうことありますので、独自に自治体レベルで——県ぐるみということになりますけれども、独自にやってるから、それができると、こういうことになってくるかと思えます。そこら辺、よっぽど強力で——国に対しては全国知事会からも働きかけていますが、県内で独自に首長さんは結構この点でも一定の見識を重ねられてきているところですので、町長も首長選挙なんかを通じて結構広範に出向いておられることでもありますし、市町村会一丸となって、首長同士の中で対住民施策としてやっていこうかというふうなことで積極的に口火を切っていただくことが、より早い道ではないかというふうに思えますので、その辺、町長御自身はどうお考えか、お示しいただきたいと思えます。

それから、放課後児童対策、学童保育ですけれども、27年度から制度が変わりましたので、部長の説明のとおりであります。キャパがもう限られてますのでね。それは新たな増設となりますと、また経費も相当かさむと思えますが、子どもセンターなんかも活用していくということでしたし、そういう点で言えば、子どもセンターにおける学童保育的機能ですね、現状の子どもセンターだけの活用ではなくて、あそこで学童保育としての機能を備えていけば、器としてはそれであるわけですので、今の状況からすると、需要が増えてる間は放置できないと思えますので、そういう方向で対応策を思念せんなんというふうに考えますが、その辺、教訓をどう酌まれるか、御所見をお伺いしたいと存じます。

ごみの減量化についてであります。

天理市のシステムとしては、今そうなってませんので、うちが独自に紙類を回収

するとなりますと、紙類を集めてわざわざ回収業者さんに持っていかんなんという業務が起こることになります。その辺の業務的な問題もありますが、目的はやっぱりごみの減量化ということになってきますので、そのために現在も自治会や子ども会など、廃品回収の資源回収団体としても大いに活動いただきまして、それに対する助成も打っているわけですし、自治体の取り組みとしては、廃棄するごみをいかに減らしていくか、資源化に回すかというのは、マイナス要因になるものではないと考えるところであります。ただ、今後ごみ焼却場が新設されていきますので、そこで年間一定の原料と言うたらおかしいですけども、燃やすごみの量が必要になってくるということで、本町を含めた既存の山辺以外にも話を広げていって、一部事務組合ということで焼却場構想もあるようですから、そのバランスは必要やとは思いますが、自治体の取り組みとしては、ごみ減量化ということが目的でありますので、その目的達成のための方策ということでは、一定これから考えていくべきものではないかと思いますが、いかがお考えでありましょか。お聞かせいただきたいと思ひます。

それから、国保の特別会計についてであります。予防に力を入れていくということで、そちらで一般財源は使っているということでもありますし、これまでのところも、保険税に対して一般財源の投入の考えはないということでもありました。

ただ、加入者の皆さんの状況からしますと、先ほども言いましたように、所得分布で言いますと、所得200万円以下が8割ぐらいに集約されることになりまして、現在実施されている法定減免でも、5割から7割近い皆さんがそういう法定減免を受けておられるということですので、税を賦課はできますけれども、負担能力、支払い能力からいくと、もう超えていくだけになってくるというふうに思ひます。国保は県一本化になっていきますから、「川西町でこんだけ集めてね」と言われて、「それをどう集めるの」という話で、これからは保険料も工面していかんなんような事態にもなりますので、そういう点で言いますと、加入者の保険税負担能力も加味すれば、全体のバランスとしては一般財源ということも視野に入れていく時期が近づいているのではないかと思ひますが、その辺、いま一度、全体の考え方としてどう工面していくのか、お聞かせいただければと存じます。

以上であります。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、子ども医療費の助成に関してなんですけども、議員がお述べのとおり、県内の各自治体でも取り組んでいるところが増えてきているというお話ではございますが、各自治体が同じような取り組みをする必要もないのではないかと考えております。

川西町では、まずは病気にかからないように予防に力点を置きたいということは、先ほども述べたとおりでございますが、昨年度はインフルエンザの予防接種の補助、今年度につきましては、乳幼児に対してのB型肝炎、おたふくかぜ、ロタウイルスというような形で、ほかの市町村では取り組んでいない予防接種の補助に取り組ん

でいる状況でございますので、まずは現時点では、先ほどから申し上げているとおり、病気にかからないように、予防に力点を置いていきたいと考えておるところでございます。

次に、現物給付化に向けた取り組みでございますが、先ほど部長からも答弁がございましたとおり、今後、市町村会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

次に、学童保育に関しまして、現在、定員オーバーする分については、子どもセンター等の施設の活用などをお願いしているところでございますが、議員がお述べのとおり、子どもセンターに学童保育的機能もつけてはどうかというようなお話でございますが、まずは住民、保護者の方に、そういう機能が必要なかどうか、ニーズを確認する等、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、紙類のごみの資源化についてでございますが、ごみの減量化が目的というのは、そのとおりなんでございますが、紙類の回収を町自身でやることについてなんですが、現在、各自治会、子ども会で紙類、新聞・雑誌等の回収を行っていただいておりますが、これが各団体の重要な活動資金になっていると思っております。町自身がやることで、その活動資金を奪うことにもなっておりますので、まずは自治連合会等に御意見を聞くということを進めたいと思っております。

最後に、国保会計についてでございますが、従前からお話ししているとおり、一般財源の投入については、国保に加入していない方々にとっては、いわゆる保険の二重払いみたいな形になりますので、現時点では考えていないということでございます。

以上です。

議長（寺澤秀和君） これをもちまして、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（寺澤秀和君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、厚生、総務建設経済の各常任委員会に付託します。

日程第6、認定第2号、平成26年度川西町水道事業会計決算についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君） 次に、日程第6、認定第2号、平成26年度川西町水道事業会計決算についてでございます。水道部長から説明いたします。

議長（寺澤秀和君） 福本水道部長。

水道部長（福本哲也君） それでは、認定第2号、平成26年度川西町水道事業会計決算について御説明申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。営業面の会計であります収益的収入及び支出の状況でございます。

収入としましては、第1款水道事業収益の予算額合計2億5,117万6,000円に対し、決算額は2億4,722万5,000円の収入でございます。次に、支出といたしましては、第1款水道事業費用の予算額合計2億5,442万8,000円に対し、決算額は2億4,003万1,000円の支出でございます。

次に、13ページをお開きください。収支の状況について、損益計算書として消費税抜きものを記載しております。

1.営業収益2億589万5,000円に対し、2.営業費用1億8,597万5,000円で、差し引き営業利益は1,991万9,000円の黒字となりました。3.営業外収益2,001万7,000円に対し、4.営業外費用1,388万4,000円で、差し引き613万2,000円の黒字となり、営業収支、営業外収支を合わせました経常収支については、2,605万2,000円の利益となりました。また、5.特別利益(3)その他特別利益として556万2,000円、6.特別損失(2)その他特別損失として2,641万5,000円を計上したため、当年度純利益は519万9,000円となりました。

次に、4ページをお開きください。収益的収支に係る業務実績につきまして、前年度と比較して表示しております。

(1)業務量につきましては、給水人口は前年度とほぼ変わりのない8,803人でございますが、料金の対象となる年間総有収水量が、平成25年度の95万立米から平成26年度91万4,000立米と、3万6,000立米の減となりました。

(2)営業収入に関する事項については、区分営業収益の給水収益が有収水量の減少のため733万7,000円の減、その他の営業収益は、工事加入分担金を平成26年度より資本的収入から振り替えしたため、1,581万6,000円の増となりました。また、公営企業会計制度の改正に伴い、区分営業外収益の長期前受金戻入として1,396万3,000円の増、区分特別利益は、修繕引当金の取り崩しにより556万2,000円の増加となりました。総収入額として2,769万9,000円増の2億3,147万4,000円となりました。

次に、事業費に関する事項として、平成26年度と平成25年度を比較しております。区分営業費用の原水及び浄水費7,696万4,000円は、平成25年度と比較して471万2,000円の減少となり、配水及び給水費は3,192万1,000円で、293万4,000円の増となりました。また、受託工事費61万6,000円は24万8,000円増で、総係費3,011万9,000円は1,267万5,000円の減となり、減価償却費4,635万2,000円は65万円の増加となりました。

営業外費用の支払利息は、起債の利息として1,366万4,000円の支出で、95万3,000円の減となりました。

特別損失の前年度からの増加2,641万5,000円は、その他特別損失による

もので、公営企業会計制度の改正に伴う貸倒引当金の額です。

以上、事業費の額は2億2,627万5,000円で、前年度と比較して1,131万3,000円の増加となりました。

この明細につきましては、23ページから26ページにかけて記載しておりますので、よろしくをお願いします。

浄水場内の施設については老朽化してきていることから、維持管理につきましては、安全性・機能性を見きわめた上で交換時期を検討するなど、状態を点検しながら必要に応じた修理を行い、経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

次に、12ページをお開きください。

主として建設改良及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計でございます。

収入はありませんでした。これは、工事加入分担金を平成26年度より収益的収入に振りかえたためでございます。

次に、支出といたしましては、第1項建設改良費2,689万円、第2項企業債償還金3,114万4,000円で、第1款資本的支出の予算額合計6,921万8,000円に対し、決算額は5,803万4,000円となり、前年度に比べ3,696万2,000円の減少となりました。資本的支出額5,803万4,000円は、26年度からの繰り越し工事資金463万7,000円、過年度損益勘定留保金5,144万2,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額195万4,000円で補填し、決算処理を行いました。

資本的収支会計の業務実績について説明いたします。3ページをお開きください。

建設改良費2,689万円のうち主な工事としまして、町道保田13号線配水管布設工事として2,099万4,000円を支出しました。また、浄水施設の維持管理として、2号浄水送水ポンプ取りかえ工事66万7,000円、4号ろ過ポンプ取りかえ工事78万6,000円を支出いたしました。

7ページをお願いします。

建設改良費以外の支出といたしましては、企業債の償還におきまして、26年度については3,114万4,000円を支出いたしました。

以上、平成26年度川西町水道事業会計決算の概要を説明いたしました。

御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの説明を終わります。

議 長（寺澤秀和君） 説明が終わりましたので。

この決算書案につきましては、過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成26年度水道事業会計の決算監査の結果を御報告申し上げます。

去る7月29日に、中嶋監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規

定により、平成26年度川西町水道事業会計決算について、水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、予算執行状況並びに現金の出納、保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法を初めとする関係法令に抵触することもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（寺澤秀和君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入りますが、質疑通告が提出されておりませんので、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算認定についての討論を省略し、総務建設経済委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務建設経済常任委員会に付託します。

日程第7、承認第10号、平成27年度川西町一般会計補正予算の専決処分について及び日程第8、承認第11号、損害賠償額の決定についての2議案を一括議題とし、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 次に、日程第7、承認第10号、平成27年度川西町一般会計補正予算の専決についてでございます。

4ページをお開きください。

款2.総務費 項2.町税費 目2.賦課徴収費におきまして、企業からの確定申告を受けて還付金596万円が発生したものと、款3.民生費 項2.児童福祉費 目4.放課後児童対策費におきまして、延長保育の実施に伴う経費39万6,000円、合計635万6,000円を追加し、専決により執行したものでございます。

次に、日程第8、承認第11号、損害賠償額の決定についてでございます。

これは、先ほど監査委員より業務改善要望をいただいた件でございますが、平成27年8月5日の生活保護支給事務において、生活保護受給者1名分の生活保護費4万9,927円を紛失したことによる損害賠償額の決定を行うものでございます。

なお、要望いただいた内容について真摯に受けとめ、再発防止に努めたいと考えております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 説明が終わりましたので、ただいまの承認案の審議に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番、芝和也です。それでは、承認第10号、11号に対する討論を行います。

態度表明は、両案とも賛成の立場からのものであります。

承認第10号の27年度一般会計補正の専決処分ですが、一つは、法人住民税の額が定まったことにより発生した還付金の支出でありまして、適正に事務処理がなされているものと判断いたします。

これは、時々の経済情勢とも連動することになりますが、いずれにしましても、法人住民税に関しましても本町の重要な収入源として働いていることは間違いありません。その使途におきましては、引き続き住民生活応援の視点を忘れることなく、有効な施策として展開されんことを申し添えるものであります。

いま一つの学童保育の延長を講ずる費用の支出であります。これにつきましては、町としての当然の措置と心得ますが、今般、3カ月の間事態の捕捉をし損ねたことにつきましては、取り組みの落ち度は否めません。この点を教訓として、今後こうした状況に陥ることのないよう、状況の掌握に努めるためにも、保護者の皆さんとの懇談や要望等を伺えるような機会を適度に設けるなど、学童保育利用者の視点に立った取り組みを求める次第であります。なお、しばらくは需要が膨らむ傾向にあることから、より一層本町らしさが発揮できるよう、住民の皆さんの意に沿い、願いに応える、身近で役立つ町政として展開されんことを改めて求めておくものであります。

続きまして、11号の損害賠償額に関する議決案件であります。これは、その理由にありますとおり、紛失した生活保護費の弁償でありますので、当然の措置と心得ます。事態の究明に関しましては、遺失物として警察当局にも届け出て現在に至っているところであります。いずれにしましても、あったものがなくなったことに関しては、その真相はいまだ解明されておられませんので、今後の推移を見守るとしましても、再発の防止に向けては万全を期して臨んでおられることであらうから、申すまでもありませんが、必要な手だてと対策を講じられんことを強く求めておくものであります。

以上の意見表明をいたしますが、ただいま上程の2承認案に対する態度表明としましては、両案とも賛成することを申し上げまして、討論を終わります。

議長（寺澤秀和君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（寺澤秀和君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第10号、平成27年度川西町一般会計補正予算の専決について、提案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認いたしました。
次に、承認第11号、損害賠償額の決定について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認いたしました。
次に、日程第9、議案第50号、平成27年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第18、議案第59号、国保中央病院規約の変更についてまでの10議案を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、一括上程いたします。
当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、日程第9、議案第50号、平成27年度川西町一般会計補正予算について説明いたします。

歳出の部でございます。10ページをお開き願います。

款1.議会費 項1.議会費 目1.議会費におきまして、山形県川西町及び新潟県十日町市における記念行事参加に伴う経費33万9,000円の追加をお願いするものです。

款2.総務費 項1.総務管理費 目1.一般管理費におきまして、議会事務局日々雇用職員の賃金に要する経費107万2,000円の増額、目3.財産管理費におきまして、組織改編に伴う庁舎内線電話移設・増設及びドア改修工事等に要する経費151万7,000円の増額、目4.企画費におきましても、山形県川西町及び新潟県十日町市における記念行事参加に伴う経費及びコミュニティバスの運行ルートの延長に要する経費、合計75万9,000円の増額、目6.電算運営費におきまして、個人番号制度に対応したネットワーク構築等に要する経費516万4,000円の増額、目10.基金費におきまして、学校施設整備基金廃止に伴い、減債基金に積み増しする経費4億2,922万8,000円の追加をお願いするものです。

11ページに移りまして、項2.町税費 目2.賦課徴収費におきまして、7月新設の債権管理課が使用する水道料金システム導入経費及び事務経費として79万3,000円の追加をお願いするものです。

項3.戸籍住民基本台帳費 目1.戸籍住民基本台帳費におきまして、個人番号カードに対応したプリンターの購入等に要する経費として92万9,000円の追加をお願いするものです。

款3.民生費 項1.社会福祉費 目1.社会福祉総務費におきまして、生活保護費紛失に伴う補填金5万円の追加及び介護予防住宅改修費が当初見込み額より増加したことに伴う介護保険事業勘定特別会計への繰出金により12万5,000円の追加をお願いするものです。

12ページをお開き願います。款4.衛生費 項2.清掃費 目1.清掃総務費にお

いては、塵芥車購入のための財源を一般財源に振りかえを行うものです。

款 5. 農商工業費 項 2. 商工費 目 1. 商工総務費におきまして、結崎ネブカ P R 漫画冊子の制作に要する経費 4 9 万 7, 0 0 0 円の追加をお願いするものです。

款 7. 消防費 項 1. 消防費 目 2. 非常備消防費及び目 5. 災害対策費におきまして、自治総合センターコミュニティ助成金を活用し、消防装備として水槽、ポンプなどの購入及び自主防災連絡協議会における災害用備品等購入に対する負担金に要する経費の追加、目 3. 消防施設費におきまして、消火栓の修繕に要する経費、合計 3 2 7 万 6, 0 0 0 円の追加をお願いするものでございます。

款 8. 教育費 項 2. 小学校費 目 1. 学校管理局費におきまして、寄附金及び奈良の木学習機開発・普及推進モデル事業補助金を活用し、川西小学校図書室の机と椅子の購入に要する経費 1 6 4 万 2, 0 0 0 円の追加をお願いするものでございます。

1 3 ページに移りまして、項 4. 中学校費 目 1. 中学校費におきまして、式下中学校敷地のうち国から借地している借地料の変更による経費 8, 0 0 0 円の追加、項 6. 社会教育費 目 2. 文化会館費におきまして、文化会館のドア錠前、サークル室間仕切りの修繕に要する経費 1 9 万 4, 0 0 0 円の追加、目 5. 文化事業費におきまして、新たな文化活動チャレンジ事業補助金を活用し、川西アートフェスティバルの開催に要する経費 2 3 7 万 2, 0 0 0 円の追加、目 1 0. 島の山古墳事業費におきまして、島の山古墳内部の防火用に臨時に設置していた堤の撤去に要する経費 3 2 万 4, 0 0 0 円、合計 2 8 9 万円の追加をお願いするものです。

項 7. 保険体育費 目 3. 体育施設費におきまして、中央体育館の漏水修繕に要する経費 1 0 万 6, 0 0 0 円の追加、目 4. 給食運営費におきまして、学校給食地産地消促進事業補助金を活用した小学校給食に要する経費 1 4 万 5, 0 0 0 円の追加をお願いするものです。

1 4 ページをお開きください。款 9. 公債費 項 1. 公債費 目 1. 元金におきまして、減収補填債の繰り上げ償還実施に係る経費 2 2 0 万円の追加をお願いするものです。

次に、歳入の部でございます。8 ページをお開きください。

款 1 3. 国庫支出金 項 2. 国庫補助金におきまして、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金が新たに採択されたことにより、2 2 万 3, 0 0 0 円の増額をお願いするものです。

款 1 4. 県支出金 項 2. 県補助金におきまして、学校給食地産地消促進事業、奈良の木学習機開発・普及推進モデル事業、新たな文化活動チャレンジ事業、新公会計制度の共同導入事業に関する県補助金、合計 5 7 0 万 5, 0 0 0 円の増額をお願いするものです。

款 1 6. 寄附金、項 1. 寄附金におきまして、小学校整備指定寄附金を受けたことによる 1 0 0 万円の増額をお願いするものです。

9 ページをお願いします。款 1 7. 繰入金 項 1. 基金繰入金におきまして、環境整備基金の取り崩しを一般財源に変更することによる減及び学校施設整備基金の取

り崩しによる増、合計4億1,622万8,000円の増額をお願いするものです。

款18.繰越金 項1.繰越金におきまして、前年度繰越金により、今回補正予算の歳入歳出の整合を図るための経費として1,287万8,000円の増額をお願いするものです。

款19.諸収入 項4.雑入におきまして、自治総合センターコミュニティ助成金等として352万5,000円の増額をお願いするものです。

款20.町債 項1.町債につきましては、普通交付税算定を受けた臨時財政対策債の発行可能額が確定したことから、1,118万1,000円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ4億5,074万円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成27年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億352万5,000円となります。

次に、議案第51号、平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。5ページをお開きください。

款6.介護納付金におきまして、社会保険診療支払基金からの納付額の確定による11万4,000円の減額、款10.諸支出金におきまして、平成25年度退職者医療療養給付費の実績に伴う返還金等として140万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入の部でございます。4ページをお願いします。

款9.繰入金 項2.基金繰入金でございますが、財源調整のため、34万6,000円の増額をお願いするものです。

款10.繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことから、94万6,000円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ129万2,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成27年度川西町国民健康保険特別会計予算の総額は、12億535万円となります。

議案第52号、平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。7ページをお開きください。

款2.保険給付費につきましては、介護予防住宅改修費が当初見込み額より増額したことにより、100万円の増額をお願いするものです。

款5.諸支出金につきましては、前年度実績が確定したことにより、償還金及び還付金として175万7,000円の増額をお願いするものです。

歳入の部でございます。5ページから6ページをお開きください。

款4.国庫負担金、款5.支払基金交付金、款6.県支出金及び款8.繰入金において、高額介護サービスの財源合計100万円の増額、款9.繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことにより、175万7,000円の増額をお願いする

ものです。

以上により、歳入歳出それぞれ275万7,000円の増額補正をお願いするもので、これにより同会計の総額は、7億3,776万4,000円となります。

次に、日程第12、議案第53号、平成27年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

2ページをお開きください。

収益的支出につきましては、款1.水道事業費用 項1.営業費用につきましては、8月1日に確定した裁判における弁護士委託料54万円の増及び検査登録印紙代3,000円の増額をお願いするものでございます。

資本的支出につきましては、款1.資本的支出 項1.建設改良費につきましては、設計単価見直しによる設計委託料50万8,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、収益的支出の第1款水道事業費用 第1項営業費用において54万3,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、収益的支出第1款水道事業費用は2億1,709万5,000円、第1項営業費用は1億9,932万8,000円、資本的支出の第1款資本的支出 第1項建設改良費において50万8,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、資本的支出の第1款資本的支出は7,429万5,000円、第1項建設改良費は4,131万6,000円となります。

以上が平成27年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例改正について御説明いたします。

日程第13、議案第54号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提出に関する条例の制定についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、いわゆるマイナンバー法に基づき町が行う事務のうち、地方税、国民健康保険などの法定利用事務以外の乳幼児等の医療費助成などの町独自利用事務において、個人番号及び特定個人情報を利用するために制定するものでございます。

続きまして、日程第14、議案第55号、川西町個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

右の欄の概要を御覧ください。本条例についても、マイナンバー法の趣旨に沿った形で項目・規定を追加するために、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、日程第15、議案第56号、川西町税条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、督促手数料を1通50円から100円に改めるために、条例

の一部を改正するものでございます。

続きまして、日程第16、議案第57号、川西町債権管理条例の制定についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

この条例の制定は、町の債権の管理に関して必要な事項を定めることにより、町の債権管理の適正化を図るために制定するものでございます。

主な内容は、町の債権を適正に管理するために台帳を整備、債権を履行期限までに納付がなされない場合の督促の実施、督促をした場合の履行日までの期間の日数に応じた延滞金の徴収、督促後未納が続いた債権について、法令の規定による差し押さえなどの滞納処分及び強制執行等の実施または債権放棄に関する規定等でございます。

また、本条例制定に伴い、川西町後期高齢者医療に関する条例、川西町介護保険条例、川西町行政財産使用料条例及び川西町道路占有料に関する条例の4条例についても督促手数料及び延滞金の割合を同様に改正するものでございます。

続きまして、日程第17、議案第58号、川西町手数料条例の一部を改正する条例でございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正も、個人番号制度が始まることに伴い、通知カード及び個人番号面カードの利用者都合の再発行手数料に関する項目を追加するものでございます。

続きまして、日程第18、議案第59号、国保中央病院組合規約の変更についてでございます。

2枚目「規約の概要」お開き願います。

この規約の変更は、組合議会議員の選任方法の改正、執行機関に識見の副管理者の選任及び組合組織に新たに経営協議会を設置する等の規約の変更を行うものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（寺澤秀和君） 説明が終わりましたので、ただいまより議案第50号より議案第59号までの総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、議案第50号と58号について若干お伺いをいたします。

まず、50号、社会福祉費ですけれども、これは、先般発生しました生活保護費の紛失に関して、みんなで弁償するという事になったわけでありましてけれども、事が起こって、いろいろ探して、最終的に遺失物として届け出をして、その埋め合わせ、弁償のお金はどうしようかということで、みんなでというか、関係5人で割るといふことのようにありますが、その判断に至った顛末について、町長の判断もあったことであろうと思いますが、その判断についての御所見をお伺いいたします。

それから、これは総務委員会に係る部分なんですけれども、住民基本台帳費のと

ころで、今度、マイナンバー制度の導入に伴いまして、カードの裏書きをするプリンターを買うということなんですけれども、先ほどの同僚議員の一般質問の中で町長も若干お触れでしたけれども、町長御自身、マイナンバーがスタートすることによるリスクですね、とにかくセキュリティは万全に、皆頑張っってやりますけれども、それがどうしても入ってくる人がいて漏えいするということが、なかなか防ぎようがないというふうな事案であります。そういったリスクに関してどういう認識をお持ちか、そのことだけお伺いしておきたいと思ひます。

それから、58号、手数料条例についてであります。

これは、再発行の手数を何ぼにするのかという話であります。リスクの問題も絡むことありますし、それについては手数料の設置は各自治体の任意ということでもあるようですので、もう手数料を設けずに、不測の事態については再発行してはどうかという考えについて、意向をお伺いしておきたいと存じます。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） まず、私のほうから回答させていただきます。

まず最初の生活保護費の紛失事案につきましてですが、生活保護費紛失の概要につきましては、本年8月5日の生活保護支給時、午前10時から午後3時までの間ですが、1名の方の保護費が入った封筒がなくなっていることに午後3時ごろ気づきました。その報告を私が受けまして、立ち回りを探すことや担当課員全員に対して私のほうから聞き取り調査を実施いたしました。手がかりがありませんでした。

また、8月5日から19日にかけて、当日窓口支給した保護費受給者全員に連絡し、誤渡し等がないかの問い合わせを行ったところ、その全員の方から誤渡しがないとの回答がありました。一方、中和福祉事務所長が支給事務にかかわった県職員2名に対して個別聞き取り調査を行いました。これも手がかりがありませんでした。

これらのことを受けまして、8月19日に本町が天理警察署田原本分署地域課にこれまでの調査結果を説明し、遺失物として提出し、受理されたところです。

翌20日には、川西町教育長が、私を含め町住民保険課全員を対象とした聞き取り調査、また、県地域福祉課長が、支給事務にかかわった県職員を対象にそれぞれ聞き取り調査を行いました。これも手がかりがありませんでした。

紛失した生活保護費の受給者さんへの対応といたしましては、8月6日に川西町の公費により補填し、生活保護受給者に支給済みであり、後日改めて受給者宅を訪問し、今回のことを謝罪し、了承を得ました。

支給した保護費の財源として、今回上程しております補正予算案が承認されましたら、町幹部職員で補填させていただきたいと考えております。

また、今後新たな事実が判明した場合、改めまして天理警察に相談し、対応したいと考えております。

また、生活保護費支給に関しましては、先ほども申し上げましたように、口座振

り替えによる支給を実施し、それまでの窓口支給におきましては、手渡し時に手渡す保護費の封筒の複数での確認や支給開始時あるいは支給開始後の封筒の確認を十分行うことなど、公金の取り扱いには十分注意するようにしたいと考えております。

続きまして、住民基本台帳費のマイナンバーに関することですが、来年1月に運用が始まるマイナンバーの利用範囲を広げる改正マイナンバー法と改正個人情報保護法がこの9月3日に成立しました。マイナンバーに限らず、行政が取り扱っているシステムにおきましては、個人情報の漏えいのリスクは、議員御指摘のとおり免れることはありませんが、マイナンバーの取り扱いにつきましては、先ほど町長も回答しましたとおり、アルバイトも含め、全職員を対象に、マイナンバーに関する情報セキュリティ研修を実施しており、職員等の情報セキュリティの水準の底上げを図り、その取り扱いには十分注意したいと考えております。

続きまして、手数料条例の改正につきまして。

マイナンバー制度につきましては、10月5日から各世帯宛での通知カードの送付が始まり、平成28年1月からは、希望する申請者の方に対して個人番号カードの交付が始まります。これらのカードに記載された個人番号は、社会保障、税、災害対策の行政手続での使用から始まり、行政手続の効率化や住民の利便性を高めるために今後も活用範囲は広められていく予定です。

便利なカードであるがゆえに、ひとたび紛失等がありますと、個人情報の漏えいというリスクがありますので、大事に管理をお願いしたいところではありますが、やむを得ず紛失した場合は、再交付の手続をとっていただくこととなります。これらのカードは、初回の交付につきましては住民の皆様に対して無料で交付させていただきことになっておりますが、町といたしましては、カードの発行元である地方公共団体情報システム機構に対し、交付手数料相当経費を支払いいたします。この交付手数料相当経費につきましては、初回分においては国庫補助の対象となるため、町の負担は最終的にはなくなります。発行主体である市町村や地方公共団体情報システム機構による過失等によるやむを得ない場合を除き、再交付については国庫補助の対象とならない旨の通知が、総務省自治行政局からありました。同通知には申請者から徴収しないことも可能であると記載されていますが、大事なカードであることから、住民の皆様も意識をしていただきたい思いも込めまして、再発行手数料を設けさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） まず、社会福祉費の生保費の弁償の件は、それはそれで当然の話であります。町長御自身、幹部職員、町長と副町長の2人、あと数名で弁償のお金を補填するという形に議案ではなっていますが、そうしようということで一定どこかで判断されてると思います。その判断に至った町長の認識をお伺いしておきたいというふうに思います。

それと、今般の出来事ですけれども、そこで町長が一定そうしようということで

判断なさった以上は、私が思いますに、この補填については町長と副町長とでおさめといて、一般職員に及ぼんようになさってはどうかというふうには考えていますが、そこら辺について、あわせて御所見をお伺いしておきたいと存じます。

それから、マイナンバーの手数料の件は、それはそれでいいですけども、リスクを町長御自身はどう思っておられるか。制度としてはもうスタートしますから、乗っていかんとしゃあないですけども、個人情報として、今の住基カードの比ではない情報が載っていきますし、どうなるのかわかりませんが、今言うてる話では、買い物する中身も行政機関が捕捉していくみたいなのも事態としては起こってるわけですけども、その辺のリスクに関して、町長御自身、マイナンバー制度に関してどういう認識か、お伺いしておきます。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 副町長。

副町長（森田政美君） 保護費の自主返納について、私のほうから。

福祉部長のほうから報告がございまして、さてどうしたものかということで、町長と相談させていただきまして。町長のほうは、一旦は事故として扱うべきでしょうと。民間であれば事故として扱うということで、一旦御決断いただいたところではあるんですけども、住民感情も踏まえ、また新聞報道もすることから、税金で賄われている保護費を税金でまた補填するのかという部分において、住民感情も勘案させていただきまして、また、監査委員さん2名とも御相談させていただいて、もうここは職員の自主返納でいいのではないかというところで、町長と再度調整させていただきまして、御理解を得たところとございまして。（芝和也君「2人でおさめとかはったらということについてはどうですか」と呼ぶ）

それが、ちょっと調べたところによりますと、町長がそれを補填すると、公職選挙法に抵触するということになりましたので、僕の分がちょっと増えたというところもあるんですけども。ということもあって、一応管理職、それから特別職というところでおさめさせていただいたところとございまして。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町長（竹村匡正君） マイナンバーのリスクに関してなんですけども、先ほど伊藤議員からも御質問がございましたとおり、ハード面、ソフト面、想定できるリスクに関しましては万全の対応を行っていることとございまして、漏えいするようなリスクはないと考えておりますけども、万一漏えいした場合、不正な取得や情報漏えいに関しましては、従来の個人情報保護に関する罰則よりも重い規定になっておりますので、職員に対しましては十分教育をしていくつもりとございまして。

また、利用状況に関しましては、2017年1月にインターネットサイトの「マイナポータル」の運用が始まるということとございまして、住民の皆さん御自身が自分のマイナンバーがいつ、どのように使われたかというのは確認できますので、その辺はまた住民の皆さんにもマイナンバー制度の理解を進めていきたいと思っております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） これをもちまして、総括質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、厚生、総務建設経済各常任委員会に付託い
たします。

なお、各委員会の開催は、お手元に配付のとおりお取り計らいくださいますよう
お願い申し上げます。

次に、日程第19、同意第4号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題と
いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 続きまして、日程第19、同意第4号、川西町教育委員会委
員の任命についてでございます。

同意第4号につきましましては、現在教育として就任していただいております辰巳裕
世委員の再任につきましまして御同意を願うものでございます。

以上でございます。何とぞ御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（寺澤秀和君） ただいま説明のありました同意第4号について、質疑ありま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。
お諮りいたします。

同意第4号、川西町教育委員会委員、辰巳裕世氏の選任について、同意すること
に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決
しました。

議 長（寺澤秀和君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、明日より17日までは、各委員会開催のための休会といたします。18日
午前10時より再開し、ただいま各常任委員会に付託されました各議案について、
委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、ありがとうございました。

（午後1時02分 散会）

議 事 日 程

厚 生 委 員 会
総務建設経済委員会

厚生委員会議事日程

平成27年9月11日(金) 午前10時 開議

日程第1 認定第1号 平成25年度川西町一般会計・特別会計決算について

<一般会計>

歳出	款2	総務費	項3	戸籍住民基本台帳費	P. 49～50
	款3	民生費			P. 54～70
	款4	衛生費			P. 70～76
	款5	農商工費	項2	商工費 目1 商工総務費	P. 79～80

歳入 上記関係歳入 P. 15～

<国民健康保険特別会計> P. 117～147

<後期高齢者医療特別会計> P. 148～159

<介護保険事業勘定特別会計> P. 160～186

<介護保険介護サービス事業勘定特別会計> P. 187～196

日程第2 議案第50号 平成27年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2	総務費	項3	戸籍住民基本台帳費	P. 11
	款3	民生費			P. 11
	款4	衛生費			P. 12

歳入 上記関係歳入 P. 8～

日程第3 議案第51号 平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第4 議案第52号 平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第5 議案第57号 川西町債権管理条例の制定について

日程第6 議案第58号 川西町手数料条例の一部改正について

閉会12時00分

出席委員

委員長	石田 三郎	副委員長	松本 史郎
委員	安井 知子	委員	伊藤彰夫
委員	森本 修司	委員	大植 正
議長	寺澤秀和		

説明のために出席した者

町長	竹村 匡正		
副町長	森田 政美		
理事	河井 美樹		
総務部長	吉田 昌功		
総務課長	安井 洋次	財政課長	西村 俊哉

福祉部長	下間 章兆		
住民保険課長	岡田 充浩	健康福祉課長	吉岡 秀樹
長寿介護課長	堀内規世子		

会計管理者 松本雅司

職務のために出席した者

議会事務局長 吉岡 伸晃

欠席委員及び職員

総務建設経済委員会議事日程

平成27年9月14日（月） 午前10時 開議

日程第1 認定第1号 平成26年度川西町一般会計・特別会計決算について

〈一般会計〉

歳出	款1	議会費	P. 36～ 37
	款2	総務費	P. 37～ 54
	款5	農商工業費	P. 76～ 80
	款6	土木費	P. 80～ 87
	款7	消防費	P. 87～ 90
	款8	教育費	P. 90～ 111
	款9	公債費	P. 111～ 112
	款10	諸支出費	P. 112
	款11	予備費	P. 112

歳入 上記関係歳入 P. 10～

〈住宅新築資金等貸付事業特別会計〉 P. 197～ 204

〈公共下水道事業特別会計〉 P. 205～ 214

日程第2 認定第2号 平成26年度川西町水道事業会計決算について

日程第3 議案第50号 平成27年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2	議会費	P. 10
	款2	総務費	P. 10～ 11
	款5	農商工業費	P. 12
	款7	消防費	P. 12
	款8	教育費	P. 12～ 13
	款9	公債費	P. 14

歳入 上記関係歳入 P. 8～

日程第4 議案第53号 平成27年度川西町水道事業会計補正予算について

日程第5 議案第54号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提出に関する条例の制定について

日程第6 議案第55号 川西町個人情報保護条例の一部改正について

日程第7 議案第56号 川西町税条例の一部改正について

日程第8 議案第57号 川西町債権管理条例の制定について

日程第9 議案第59号 国保中央病院組合規約の変更について

閉会14時40分

出席委員

委員長	中嶋 正澄	副委員長	今村 榮一
委員	松村 定則	委員	福西 広理
委員	寺澤 秀和	委員	芝 和也
副議長	伊藤 彰夫		

説明のために出席した者

町長	竹村 匡正		
副町長	森田 政美		
理事	河井 美樹		
総務部長	吉田 昌功		
総務課長	安井 洋次	財務課長	西村 俊哉
総合政策課長	山口 尚亮	税務課長	大西 成弘
債権管理課長	福本 誠治		

産業建設部長心得 奥 隆至

教育長	山嶋 健司		
教育次長	栗原 進		
教委総務課長	深澤 達彦	社会教育課長	廣瀬 行延

水道部長 福本 哲也

会計管理者 松本 雅司

職務のために出席した者

議会事務局長 吉岡 伸晃

欠席委員及び職員

平成 2 7 年川西町議会
第 3 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

平成27年川西町議会第3回定例会会議録（再開）

平成27年9月18日（金）午前10時00分開会

招集年月日	平成27年9月18日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成27年9月18日午前10時宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 河井美樹 総務部長 吉田昌功 福祉部長 下間章兆 会計管理者 松本雅司 教育次長 栗原 進 水道部長 福本哲也 産業建設部長心得 奥 隆至 総務課長 安井洋次 財政課長 西村俊哉 総合政策課長 山口尚亮	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長吉岡伸晃 モニター係 石田知孝 野口明日香	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	7番 松本史郎 議員	9番 森本修司 議員

川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成27年9月18日（金）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 認定第1号・認定第2号 議案第50号～59号 質疑・討論 採決

(午前10時00分 再開)

議長(寺澤秀和君) 皆さん、おはようございます。

これより、平成27年川西町議会第3回定例会を再開します。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成り立ちましたので、これより会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る10日の定例会において上程されました認定第1号、平成26年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、認定第2号、平成26年度川西町水道事業会計決算について及び議案第50号、平成27年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第59号、国保中央病院組合規約の変更についてまでの認定2件、議案10件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(寺澤秀和君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

厚生委員長、石田三郎君。

厚生委員長(石田三郎君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る9月10日、本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、9月11日に委員会を開催し、審議をいたしました、その結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号、平成26年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

一般会計につきまして、委員より、保育所の乳幼児の受け入れ状況について質問があり、当局より、「平成27年8月現在、定員130名の成和保育園に川西町の児童109名と町外からの受け入れ児童9名が通っており、それ以外の町外の保育所に44名が委託により入所されております。現在は町に待機児童はいない状況であります。平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、その中で認定こども園の普及が推進されていることから、川西町の住民アンケートや子ども・子育て支援事業計画にその誘致に向け積極的に取り組むとしておりますので、認定こども園の誘致等、よりよい子育て環境整備に努めます」との回答がありました。

また、委員より、放課後児童対策の今後の見通しについて質問があり、当局より、「現在の学童保育所の定員は70名で、4年生以上の児童20名をお断りしております。これは、平成26年度までの対象は小学校3年生までで、平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、小学校6年生までが対象になったことが原因です。現在、定員86名への変更を軸に協議を進めています。放課後学校利用については、学童担当として教育委員会に以前確認したところ、空き教室が必要で、空き教室とは、固定された場所にある教室で、現在は学年により2クラス(3・4

年)と3クラス(1・2・5・6年)があり、難しいと回答を得ています。また、子どもセンターの利用も検討の一つではありますが、学校と子どもセンターについては教育委員会の事務になりますので、十分に協議を進め、環境整備に努めます」との回答がありました。

次に、委員より、妊娠から出産までの助成事業と少子化に対する対応について質問があり、当局より、「妊娠から出産までの助成事業については、母子手帳交付時に妊婦健康診査補助券(総額9万5,000円の金券)を発行しています。妊婦健康診査の受診は望ましい回数があり、助成もその回数に合わせて14回程度受けられることや、補助券の使用上の注意事項等も説明しています。平成26年度妊婦1人当たりの補助券使用額は7万3,884円となっており、助成額についても9万5,000円の補助券で対応できていると考えている。なお、妊婦届け出をしない妊婦につきましても、奈良県が「妊娠なんでも110番」という相談窓口を設置しています。薬局やコンビニ等に名刺サイズのチラシを置いて、自宅出産予防や誰にも言えない妊娠等の支援を行っています。また、数年前から、年1回、中和保健所主催の産科医療機関との連携会議に参加し、産科医療機関と保健センターとの連携を密にしています。また、産科医療機関からの情報提供も増えており、情報提供のあった妊婦には、虐待予防も含め、保健師が家庭訪問の対象にしています。次に、少子化に対する対応について、現在川西町人口ビジョン、川西町まち・ひと・しごと総合戦略を作成しており、その中で少子高齢化等に対する対応策を検討したいと思います」との回答がありました。

次に、委員より、資源ごみ、プラスチック、ペットボトル、発泡スチロール回収を毎週できないかについて質問があり、当局より、「ごみ回収方法は、可燃物は第1週から第5週にかけて毎週回収し、資源ごみは第1週から第4週にかけて、プラスチック類が月2回、発泡スチロール類、ペットボトル類、飲料缶類、段ボール類は月1回、不燃物は月1回の割合で、可燃物の回収を行った後に塵芥車を洗浄して資源ごみを回収しております。資源ごみの中で多いのはプラスチック類で、その他の資源ごみは少ないのが現状です。また、発泡スチロール類の分別が正確に行われていないときや汚れたまま捨てられている場合は、それらを除外して収集しています。そのような状況から、資源ごみの分別収集の周知をさらに行い、収集量の状況を見て、資源ごみの回収回数を検討していますので、当面は現状のまま回収したいと思います」との回答がありました。

次に、委員より、清掃活動助成金について質問があり、当局より、「自治会で実施していただいている清掃活動により残土処理料の助成を行っているもので、平成26年度は延べ20自治会に対し278万6,000円支出しました」との回答がありました。

また、委員より、生ごみ堆肥化容器の購入助成の回数制限について質問があり、当局より、「現在1回のみ助成としているが、利用状況等も分析し、2回以降も可能とするか検討したい」との回答がありました。

次に、委員より、介護保険事業計画策定について質問があり、当局より、「介護保険事業計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年ごとに作成する必要があり、平成26年度においては、平成27年度から平成29年度までの川西町第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画をコンサルタントに委託し、作成しました。作成に当たっては、要介護認定3以上の認定者を除く65歳以上の高齢者に対し、日常生活圏域ニーズ調査を実施し、今後3年間の介護サービスの水準、給付費を推計し、その期間の介護保険料を算定しました。ニーズ調査の分析やサービス水準、給付費の推計など、統計学上の知識が必要となること及び短期間で策定する必要があったことから、プロポーザルによる業者選定を行い、本町の総合計画にもかかわっている京都市の業者に事業計画案の作成を委託しました。その資料をもとに、川西町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を平成26年9月から平成27年2月まで3回開催し、策定しました」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成26年度川西町一般会計・特別会計決算における厚生委員会に付託されました決算については、承認いたしました。

次に、議案第50号、平成27年度川西町一般会計補正予算、議案第51号、平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算、議案第52号、平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算については、提案説明どおりであり、承認しました。

次に、議案第57号、川西町債権管理条例の制定について、議案第58号、川西町手数料条例の一部改正についての条例案2議案につきましては、提案説明どおりであり、承認しました。

また、委員より、「決算書の様式等について工夫し、説明の仕方を統一するなど、わかりやすいものにしてほしい」との要望がありました

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしましての委員長報告といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（寺澤秀和君）　　続きまして、総務建設経済委員長、中嶋正澄君。

総務建設経済委員長（中嶋正澄君）　　議長の御指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成27年9月14日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、決算の状況につきまして、認定第1号、平成26年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

委員より、新規就農者支援事業補助金について質問があり、当局より、「当該事業は、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するため、青年の新規就農者を大幅に増加させる必要があり、新規就農に当たっては、技術の習得や所得の確保が課題となっていることから、就農前後の青年新規就農者

に対する給付金の給付を行うことにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の増大を図るためのものである。現在、川西町の対象者は1名で、平成24年度より3カ年において事業を行っておりまして、平成26年度が補助最終年度である」との回答がありました。

委員から、固定資産税不能欠損額の内訳について質問があり、当局より、「まず、地方税法第15条の7第4項関係、執行停止後3年が26件、174万円で、第18条消滅時効、5年で消滅した者23件、278万円となり、欠損額合計では452万円となった。前年度対比では324万円増となっており、増加理由といたしまして、3年の執行停止を待たずして5年の時効消滅により不能欠損処分したことによるものである」との回答がありました。

委員より、「決算全体についてどのように分析しているか」との質問があり、当局より、「26年度決算については、普通会計ベースで1億2,384万円の実質収支があり、実質単年度収支においても8,228万円の黒字である。加えて、健全化を示す財政4指標においても、実質赤字比率、連結赤字比率、将来負担比率においてはマイナス数値であり、実質公債費比率においても危険数値の25.0をはるかに下回る3.8という状況なので、（各財政指標から見て）安定した財政状況での決算とすることができたと考えている。これについては、ここ数年来の繰り上げ償還、また緊防債等有利な起債の採択により、学校建設事業に係る基金の取り崩しが見込みより少ない状況で終了したことなどによるものと考えている」との回答がありました。

委員より、「人事評価について、導入時期は。また、導入となると部課長の顔色を見ながら仕事をするのでは」との質問があり、当局より、「平成26年度において人事評価システムを構築。平成27年度より本格始動、27年度の評価をもとに、28年度において勤勉手当を決定予定。また、人事評価においては、評価者のレベルを均一化することが大事であるため、1次評価者から2次評価者、次に調整者がいるので、偏った見方はないと考えている」との回答がありました。

委員より、コミバス使用料の状況と国庫補助金の要件について、今後の改善内容及びデマンドへの対応についての質問があり、当局より、「使用料は1経路平均1人以上が補助要件で、現在1.8人の使用状況なので、補助の対象となる。利用者増には高齢者等に対する料金の減免、天理との相互乗り入れなどを検討中。デマンド対応については、今のところ考えていない」との回答がありました。

委員より、今後の防災無線について質問があり、当局より、「防災無線の更新（デジタル化）を行うと、約4億円の費用が発生する。導入後も転入者に1機4万円の戸別受信機を貸与することとなる。仮に更新しない場合では、防災の情報伝達だけを考えると、時代の進歩で携帯電話に配信できるエリアメールなど、無料で多くの人たちに伝えることができるツールも出てきている。ただし、高齢者や要援護者など携帯電話での情報を受け取ることが難しい人たちへの対応について検討は必要となる。防災行政無線を廃止するにあつての大きな問題は、自治会内の連絡。市

レベルでは費用的に戸別受信機の設置は無理であるため、いわゆる電話等による連絡網で自治会内の連絡を行っている。川西町もこのように対応できるのか、住民意識の確認が必要。なお、現在の防災無線は平成32年で廃止となるため、エリアメールや電話による連絡等検討していく」との回答がありました。

委員より、「地方創生について、26年度国の補正を受けて予算化し、今年度へ繰り越された事業である地方創生についての現在の進捗状況はどうか」との質問があり、当局より、「現在、川西町人口ビジョン、まち・ひと・しごと総合戦略を策定しているところである。また、予算化いただいている先行事業をどのような形で実施していけるか検討しているところ」との回答がありました。

委員より、「川西町伝統野菜であるネブカ生産者に対し、労をねぎらう施策を行う予定はあるか」との質問があり、当局より、「ネブカの生産者を増やし、生産量上げるため、イベントや広報により側面支援を行っている」との回答がありました。

委員より、「唐院工業団地周辺の企業誘致について進捗状況は」との質問があり、当局より、「従来、町単独で進めてきた企業誘致の取り組みが、県の工業ゾーン創出プロジェクト事業に組み込まれ、現在、県とともに課題調整を行っているところである。今年度末に県において取りまとめが行われ、来年度に具体的な事業を進めていく予定」との回答がありました。

委員より、「平成26年度決算で企業立地奨励金2件分が支出されている。太陽光発電設備においても固定資産税相当額を1年分交付される環境施設設置奨励金制度があるが、個人事業者に対しても奨励金交付制度の対応についての検討はないか」との質問があり、当局より、「個人事業者に対する奨励金については、当町の奨励金制度での対応は考えていない。国や奈良県の助成金制度等の利用で対応していただきたい」との回答がありました。

委員より、危険箇所マップの配布があったが、その危険箇所における対策についての質問があり、当局より、「この危険箇所マップは、町連合PTA校外補導部で危険箇所の点検を行い、作成したものであり、今後、危険箇所については関係部署と調整し、対策を検討してまいりたい」との回答がありました。

委員から、「結崎駅前整備の今後の方針をお示しいただきたい」との質問があり、当局より、「平成28年度において町道結崎線歩道整備に対する測量を実施する予定で、今年度、測量費の補助金確保に努め、周辺道路より事業を進める方針である。また、駅前整備事業を実施した市町村の情報収集に努めている」との回答がありました。

また、委員より、「今後、現結崎駅前整備計画の変更はあるのか」との質問に対して当局より、「駅前整備計画をベースにして実施するが、計画変更が生じた場合、特別委員会に諮り決定する。しかし、大幅な変更ではなく、修正程度の変更である」との回答がありました。

委員より、「公営住宅家賃の滞納額について、今議会提出の債権管理条例の対象

となる債権となるのか」との質問があり、当局より、「当然対象となる」との回答がありました。

また、「時効については」との質問があり、当局より、「分納誓約をしている場合は時効が中断しており、問題はない。滞納者のほぼ全員が分納誓約をしている」との回答がありました。

委員より、消火器の入れかえについて質問があり、当局より、「消火器の交換については、平成21年に大阪市で消火器の破裂事故が発生以前は15年サイクルで交換してきたが、事故発生以後は8年から10年となっているため、耐用年数を把握しながら交換を行っている」との回答がありました。

委員より、「災害対策について、今回の関東・東北豪雨のような豪雨が川西町で発生した場合、備えはあるのか」との質問があり、当局より、「今回のような集中豪雨が川西町に発生し、河川が決壊した場合、町のハザードマップのとおり、川西町はほぼ全域浸水すると思われる。このような想定外の事態が発生すれば、町内の避難所も水没するおそれがあり、町内の避難所にこだわらず、他の自治体へ避難することもあり得ると考えている。町内避難所においては保存食は3日分あるが、今後、広報紙や各自治会の自主防災訓練等で、各家庭でも保存食の確保を徹底するよう啓発していきたい」との回答がありました。

委員より、「小学校における太陽光パネルの設置とクーラーの設置について、今後の計画はどのようになっているのか」との質問があり、当局より、「小学校の体育館については、現在太陽光パネルを設置しているが、増設については、現在の利用状況並びに国等の補助金、今後の屋根貸し事業の動向を含め、検討してまいりたい。また、普通教室のクーラーの設置に関しては、他の市町村の状況及び補助金のあり方も参考に検討する」との回答がありました。

委員より、図書館の図書費の充実について質問があり、当局より、「現在、図書の蔵書数については、当初目標に達しており、今後も予算の範囲内で蔵書図書の充実を図っていく」との回答がありました。

委員より、「学童保育の定員の増加により、現在の子どもセンターを学童保育所として活用していくのか」との質問があり、当局より、「現在の学童保育所での増設には無理があることから、できれば既存施設を利用したいが、設備等の更新が必要であり、今後関係部局と方向性を協議していく」との回答がありました。

委員より、住新特会について、平成32年までの起債支払い額は収入の見込みがあるが、収入不可のものは今回の債権管理条例の対象となる債権か」との質問があり、当局より、「現在、住新債権は住新組合に移管されているものであり、当該条例の対象とはならない。対象とするためには、再度住新組合からの移管がなければならない」との回答がありました。

委員より、「下水道会計について、公営企業会計への進捗状況はどうか」との質問があり、当局より、「平成28年度中に固定資産台帳を整備し、平成29年度中に例規等の整備を行い、平成30年度から移行する予定である」との回答がありま

した。

また、「公営企業化に伴い、現在一般会計から行っている繰り出し額に影響はあるか。また、料金に影響はあるか」との質問があり、当局より、「現在、下水道特会において事業費及び公債費等の支払いがある。その財源として使用料があるが、それを補填する意味合いで繰り出しを一般会計から行っている。下水道事業が公営企業化されても歳入の状況が変化することは考えにくく、その意味で繰出金に影響は余りないと考えている。また、引当金及び減価償却費の処理が発生するので、その意味での影響はあるものと考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定1号、平成26年度川西町一般会計・特別会計決算における当委員会所管分については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号、平成26年度川西町水道事業会計決算についてであります。

委員より、水道老朽管の入れかえについての質問があり、当局より、「法定耐用年数を越えた水道管は、町内に約3.6キロある。現在磯城郡で検討が始まった広域化の進捗状況を踏まえ、適宜対応していきたい」との回答がありました。

委員より、基本料金分の一般会計繰り入れによる水道基本料金の廃止についての質問があり、当局より、「平成26年度収益的収支は黒字決算であるが、一般会計の繰り入れについては考えていない。また、基本料金はメーター交換などの固定費に係る費用に使われるべきもので、基本料金は必要と考えている」との回答がありました。

委員より、「水道職員の人件費を、全職員の人件費を平均化した額との差額を一般会計から補填してはどうか」との質問があり、当局より、「水道職員の人件費が全職員の平均額より高くなった場合には、一時的に水道会計の負担が増加することになるが、長期的には、定期的な異動があることから平準化され、水道会計が他の会計より負担が増えるとは考えていない」との回答がありました。

委員より、「県水直結の時期はいつか」との質問があり、当局より、「平成30年度までに県水を直結する。このことにより、動力費、設備費が削減されることになり、老朽化している浄水施設の更新より料金に対するメリットが多いと考えている」との回答がありました。

委員より、県水直結と磯城郡の水道広域化について質問があり、当局より、「今回の県水の直結と広域化には直接の関連はない。町としては、広域化より直結によるメリットのほうが大きいと考えている。直結については、町の意向で県水による実施が決まってきているところである。広域化については、県と磯城郡3町の協議により、今後具体化していくところである」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第2号、平成26年度川西町水道事業会計決算については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第50号、平成27年度川西町一般会計補正予算について、議案第53号、川西町水道事業会計補正予算について、議案第54号、行政手続きに

おける特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提出に関する条例の制定について、議案第55号、川西町個人情報保護条例の一部改正について、議案第56号、川西町税条例の一部改正について、議案第57号、川西町債権管理条例の制定について、議案第59号、国保中央病院組合規約の変更についてであります。

委員より、一般会計補正予算審議に関連して、マイナンバー制に係る情報保護について質問があり、当局より、「特定個人情報をやりとりするラインは、通常のインターネット回線ではなく、L G W A N回線であるので、回線から漏えいすることは極めて考えにくい。人的な取り扱いによる漏えいが最も想定されるが、それに対しては厳格な個人番号情報の取り扱い規定を策定することで対応していく。また、万が一の場合に備えて、特定個人情報の暗号化等を検討していく」との回答がありました。

委員より、学校給食地産地消促進事業の内容及び継続について質問があり、当局より、「県の補助金を活用し、奈良県産の食材1品を今後計6回にわたり追加するものである。また、継続事業としての実施については未定である」との回答がありました。

委員より、「町において、電力調達を入札により経費の節減を図ったとのことだが、災害発生時のリスクはないのか」との質問があり、当局より、「電力供給の設備は引き続き関西電力の設備を利用するもので、町は使用電力の料金をエネサーブに支払い、使用電力料をエネサーブから関西電力に支弁するスキームである。災害発生時のリスクは、関西電力契約時と何ら変わらない」との回答がありました。

委員より、水道事業会計補正予算審議に関連して、上下水道料金の裁判の具体的な原告の訴えについて質問があり、当局より、「原告は、川西町が行った不能欠損処理が違法な債権放棄に当たるという訴えであった。原告の請求がいずれも理由がないとのことから、原告の請求をいずれも棄却するという判決となった」との回答がありました。

委員より、「債権管理条例について、施行後どのようになるのか」との質問があり、当局より、「条例で税以外の債権を分類し、各債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図ることができる。また、国の債権管理事務取扱規則のみなし消滅の事由等に倣って、債権放棄の事由を規定することにより、経済的に価値のない、徴収見込みのない債権を議会に議案として1件ごとに審議しなくても権利放棄することができるようになり、より効率的・適切な債権管理を行うことができる。債権を適正に管理することにより、結果として徴収率向上を図れる」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第50号、平成27年度川西町一般会計補正予算について、議案第53号、川西町水道事業会計補正予算について、議案第54号、行政手続きにおける特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提出に関する条例の制定について、議案第55

号、川西町個人情報保護条例の一部改正について、議案第56号、川西町税条例の一部改正について、議案第57号、川西町債権管理条例の制定について、議案第59号、国保中央病院組合規約の変更については、提案どおり承認いたしました。

以上が当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺澤秀和君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番、芝和也です。ただいまの総務建設並びに厚生の両常任委員長から報告がありました、本定例会に上程されております認定第1号、平成26年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、議案第59号、国保中央病院組合規約の変更についてまでの認定案2本、補正予算案4本、条例案6本に対する討論を行います。

態度表明としましては、認定案2本は反対、あとの議案は全て賛成の立場からのものであります。

認定1号の決算認定であります、これは26年度の一般会計と国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の事業勘定、サービス勘定、住宅新築資金、公共下水道の7つの会計が1本にくくられていますので、認定第1号に対する態度表明としましては反対ということになります、このうち下水道と介護保険の2つ、後期高齢者医療保険の4議案は、それぞれ認定するものであります。

まず、一般会計についてであります。

当該年度は、全体としてはアベノミクスの経済対策が打たれて2年目で、消費税が5%から8%に引き上がった年で、竹村町長が就任後最初の本予算を組まれた年でありました。誰もが景気の底上げに期待を寄せている年ではありましたが、実質賃金はマイナスから脱し切れずに推移した年となりました。国全体の経済動向は、指標的には上向きの傾向はあらわれている年でもありましたが、それは大手のところの内部留保金という形にとどまり、国内経済全体には還流されておらず、結果、実質賃金も対前年度比でマイナスということで、住民生活全般を見渡しますと、誰もが「景気がよくなってよかったな」とは、到底言えるような状況ではありませんでしたし、逆に、「経済が回復しているというけれども、それは一体どこの話？」

というのが大体の皆さんの実感でありました。

こうしたもと、自治体の取り組みは、おのずと住民生活応援への力の傾注が一層求められているのが実情です。本町の取り組みとしましても、当該年度に向かう中、子育て支援策等の拡充が徐々に手がけられていた時期でもありまして、町長が就任なさって最初の本予算となったこの年、引き続きそれらの分野に手が打たれ、新たに小学生と中学3年生、高校3年生に対する取り組みとして、インフルエンザワクチンの接種補助等も取り組まれましたし、地域経済対策として、企業立地の奨励金の条件が拡充されまして、住民の雇用支援策として一定の前進が見られる年ともなりました。こうした分野の充実には、やはり自治体の取り組みは住民にとって一番身近な行政の取り組みということになりますので、日ごろの取り組みを通じて役所として住民の声をいかに捕捉するかが問われますし、その思いにいかに応えていくかということ常を常に心がけねばなりません。

そういう意味では、財政出動に当たっても、本町の財務状況は、各経済指標からして安定した状態をつくってきた結果、体力は備えられている状況にありますので、いかにして住民生活に資する取り組みに役立てるかにしっかりと視点を置くことが求められている問題と心得ます。

町長も、本町の人口動態からして、これからますます65歳以上の皆さんの住民全体に占める割合が膨らむことは承知のとおりでありまして、扶助費関係予算などの需要の自然増に対しましては、きちんと手を打つ旨、方針をお持ちであります。ただ、それに備えるためにも、現行のメニューを膨らますことには一定の抵抗をお持ちのようではありますが、来年度の国の概算要求から見えてきますのは、この辺の社会保障関連の取り組みでは、一層の住民負担がかぶさることが見え隠れしていますので、ここは自治体にとってはしんどい話になりますが、その影響から暮らしを守るべく、やはり防波堤の役割として自治体の取り組みが必然的に求められざるを得ない状況になるものと心得ます。

ぜひこういう背景から来る問題を踏まえられまして、地方自治体としてなせるわざと力と知恵を存分に発揮されんことを求めるものであります。

これから次年度の取り組みの検討も始まることであらうでしょう。デマンドタクシーも含め、地域交通の拡充、地域経済の活性化に向け、住民雇用に一層つながるよう、企業立地奨励金制度の緩和、住宅リフォーム助成や太陽光発電への助成、また、国の農家の新規就労支援の取り組みに加え、農地を守っておられるのは圧倒的な兼業農家の皆さんですので、そういう点では、それらの皆さんの所得申告における経費の計上等を漏れることなく算出できるように、農業の担い手と農地の保全に資する取り組みとして策を講じて、側面支援できるような手だてを持つこと。駅前整備が28年度からの5カ年計画で本格的に始まります。南北の踏切拡幅の着手は当然としても、駅舎の建てかえは、示されている計画の履行ではなく、いま一度ふさわしい取り組みに再考することを求める次第であります。

教育においては、メリットある取り組みとして進められている少人数学級の全学

年での実施、幼稚園や学校の普通教室へのクーラーの設置など、尋常ではない状態の気温になりつつある今日的課題として早急に取り組まれんことを求めるものであります。

子どもの医療費の分野では、子育て中の若年世代をどう支えていくかが取り組みの中心点であります。特に昨今の経済、そこから来る雇用・就労状況からしますと、これら子育て世代に対してとりわけ厳しくあらわれているのが実態です。こうした社会経済状況は、これら子育て世代の皆さんには直接に何の責任もない、今日的な社会問題であることは言うまでもありません。次代の担い手を育てることは、今日的な社会全体に求められている問題と心得ます。議論を重ねているところの子どもの医療費の義務教育終了までの助成制度に通院も含めることや、窓口払いが不要となるよう、現物給付化の早期実施に向けて手だてを講じること、学童の受け入れ確保を確実にできるよう、取り組みの充実等々を求めるものであります。

さらには、住環境の整備に向け、既に多岐にわたって諸施策が取り組まれているが、分別の徹底によるごみの減量化策の拡充策等々を一層手がけれんことを改めて求めるものであります。

また、各種の施策の拡充や新たな取り組みを手がけるためにも、住民の皆さんとの意思の疎通は欠かせません。あらゆる機会を通して既に実践のことと存じますが、加えて、本町の規模からして、タウンミーティングの取り組みは十分に可能ですので、ぜひ積極的に開かれまして、情報の出し手としての一層の役所の務めを果たすとともに、しっかりと意向を酌み上げる場としても大いに活用できるよう、新たな取り組みとして求めるものであります。こうした機会を役所の側から設けて、各地域へ出向かれんことを改めて申し上げます。

次に、国民健康保険についてであります。

実質の単年度収支では赤でありまして、過去の繰り上げ資金を潰しながらの収支が続いている状況であります。当座、現行の保険料率を維持しながらの運営方針を堅持し、奈良県一本化を迎えることとなるようであります。本町国保の加入者の所得分布状況は、既に御承知のとおり、所得200万円までで全体の8割を占め、法定減免適用の世帯は全体の5割を超えている状況にあります。また、保険税額も平均して所得の1割を超えてきていますので、これは医療保険の負担としては決して軽い域には入りません。このことは町長も御承知のとおりであります。したがって、将来、会計上の収支を合わせるために新たな保険税の値上げが必要になったとしても、支払い能力を上回るだけのことでありまして、現行の負担割合の引き上げはするべきではありません。言うまでもありませんが、現状にとどまるためにも、支出の増大を抑えることにこそ力を傾注することが、保険者としての本町の取り組むべき姿勢にほかなりませんし、既に一般会計で予防保健の取り組みに手を打たれているように、国保でも同様の手だては必要でありますし、そのための本会計への一般財源の投入はあつてしかるべきであります。

この間、この手の議論は平行線ではありますが、国保や後期高齢者医療保険は国民

皆保険制度の根幹をなす制度でありまして、決して一部の人の制度ではありません。これらの制度は、住民全体を補完すべく実施されているものであり、一般財源の投入が公平性を欠くことには決してなりませんし、収支を考えましても、支出分を何で確保するかとなりますと、さきに触れましたように、加入者の経済状況からして、不足分は保険税でと安易に踏み込むべきではありません。医療費の高騰を抑える策に全力を傾けながら、可能な限り医療費の抑制に取り組み、現行の保険税負担にとどまることを求めるものであります。

奈良県一本化までは幾らも時間はありません。保険会計を維持し、いかにして住民負担の増大を避けるかが最大の課題と心得ます。国民健康保険は、相互扶助による制度のレベルにとどまるものではありません。それは、医療制度の根幹をなす社会保障制度としての位置づけに据えられている保険制度であることにしっかりとした視点を置いて運営に当たられんことを引き続き求める次第であります。

次に、住宅新築資金についてであります。

当該年度で町の償還残は2,000万円、町へ返済されるであろう見込額は6,000万円、動きそうにない焦げつきの見込みは4,700万円という状況であります。また、既に単年度の収支で収入不足を翌年度からの繰り上げを充てる特殊な処理が行われ、その額は当該年度で1,700万円というのが現状であります。貸付金の回収が順当に進んでおりますれば、おおむね9,000万円程度の歳入の確保となり、新たな使い道が開けるところであります。このままの状況で推移したとして、単純に差し引きしますと、回収見込みの6,000万円から町の償還分と繰り上げ充用分を差し引いた分の2,300万円程度の確保にとどまり、現在の焦げつき見込みの4,700万円を含めると、6,000万円以上を確保し損ねたこととなりますので、現時点で断定するものではありませんが、それなりに大きな穴をあけたことになりそうな状況にあるということは問題であります。

この辺のシミュレーションはどうになさっていることと思いますが、住民への自身の説明は避けて通れるものではありません。これまでの議論を通じて、町長は、債権が確定した段階で説明することとありますが、それでは事後報告にしかありませんし、状況を見てとれる材料は既にお持ちでありましようから、見通しはほぼ確定できると存じます。ぜひきちんとした説明の上に後々の会計処理に当たられたいほうが、すっきりいくものと心得ます。改めてその旨申し上げるものであります。

以上、3会計の認定については反対いたします。

あとの4本の会計は認定するものであります。いずれにしても、本町が住民の皆さんの意を酌み、願いに応える、身近で役立つ川西町としてますます発展するよう、その取り組みを求めるとともに、次年度の予算編成には、触れてまいりましたように、一連の手だてを講じられんことを求めまして、1本の議案にくぐられております本1号認定案全体については反対をいたします。

次に、認定第2号の26年度の水道事業会計決算についてであります。

当該年度は、会計処理におきまして、積年議論を重ねてまいりましたが、会計士

さんの意見も取り入れ、加入分担金を資本勘定から収益勘定への組みかえが行われました。このことで、住民からすれば、水を買うために支払った加入金が資本勘定に積み、その資金で設備投資をした資産を収益勘定において払った水道代で減価償却されておりましたので、資本勘定で払った加入金と減価償却される収益勘定で日ごろ払う水道料金との重なった負担が解消されたこととなりました。問題が整理でき、皆さん歓迎されていることと存じます。

また、当該年度は、新たな運営方式に向け事業計画を策定し、平成30年度からの県営水道への直結に切りかえるべく、その取り組みが始められています。今後この計画に磯城郡3町による広域化による運営が県が主体になって目下模索されているようでして、本町としては、給水原価の低コスト化が見込まれることから、導入への積極的な姿勢が必要と心得ます。

いずれにしましても、問題は料金がどうなるかでありまして、ここは政策的な判断が大きく求められるところでもあります。公営企業としていかに努力をするかが問われますし、同時に、住民の福祉の増進に努めることが公営企業法では位置づけられておりますので、ただ単に商売だけで運営するものではありません。こういう点では、議論は平行線をたどるのみであります。料金の状況も勘案して、一般財源を投入する判断はあってしかるべきと存じますし、水道事業は全住民に行き渡っており、等しく利用できるサービスでありまして、一般行政サービスと何ら変わるものではありません。そういう意味合いからも、基本料金設定の必要性は乏しいと判断いたします。この点では、少なくともその分だけでも一般財源を充てるべきと心得ます。

いずれにしましても、水道管理者として、今後とも安全で安価にして安定した供給の確保に向け、会計処理ともども最善を尽くされんことを求めまして、本認定案につきましても反対するものであります。

続きまして、27年度の各補正予算以下、賛成の立場からのものであります。

まず、一般会計補正予算であります。マイナンバー制度の導入や水道料金など、債権管理に関するそれぞれのシステム改修に要する費用、生活保護費の紛失分の補填策に対して予算化されているものであります。マイナンバー制度につきましても、国が進めている以上、その整備として自治体分の務めは果たさねばなりません。町長は、利便性からしてよい制度として認識している旨、総務委員会での私とのやりとりでもお述べでしたが、この制度は、個人情報がかかり深く突っ込んで集約されることになっていきますので、漏えいのリスクが心配されるところであります。ヒューマンエラーも含めまして、情報の漏えいは最大限防がねばならないことは言うまでもありません。検討中とのことでしたが、自治体としてできるすべは、情報が漏えいしても、それを暗号化することで中身をわからなくしてしまうすべが、現状では最大の策とのことあります。漏えいのリスクは防ぎようがありません。その場合、原発事故と同じで、責任のとりようがありません。早急に暗号化に踏み切られんことを改めて求める次第であります。

また、生活保護費の紛失分補填問題ですが、これはこれとして補填は当然ですが、あったものがなくなった事実をどう受けとめるかが問われてくる問題です。ひとりで足が生えてどこかへ行くわけはありませんので、そこには必ず人為的なミス、あるいは何らかの意図した行為がないことにはこうした事態にはなりませんので、その辺、事の処し方について内部できちんと解決を図られんことを申し添えておきます。

次の国保と介護事業の補正は、それぞれ給付費など実績による財源調整でありまして、適正に処理されているものと判断いたします。

水道補正についてであります。

積算単価の引き上げに伴う設計委託料の変更と裁判の弁護士費用の追加補正でありまして、計上されています予算については適正に処理がなされているものと判断いたします。この間の水道料金の徴収問題に関してであります。料金の滞納において消滅時効が完成した後、債権が消滅した場合は欠損処理をすることになります。債権がなくなった以上、その処理はやむを得ませんが、問題は、消滅時効の完成に至る経緯にあると存じます。ここは、その間の手続を含め、事務の執行状況に関して落ち度が指摘されても否認しませんし、既に本町監査委員さんからも指摘されているとおりであります。この点では、この間の一連の住民の監査請求を初め、訴訟等の問題も踏まえ、水道管理者初め、当局として襟を正して取り組むべき問題として真摯に受けとめ、職務の執行に当たられんことを申し上げておきます。

以上、補正予算関係についてであります。

次に、条例関係の54号、マイナンバー制度の実施に伴い新設する町条例、55号は、その関連で、本町の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例、並びに、前後しますが、58号のマイナンバーのカード発行に伴い、その旨、手数料条例へ追加し、徴収根拠を置こうとする条例、それから、57号、本町の債権の管理に関して、その手続などを定める条例の制定、56号として、町税条例の督促手数料など債権管理条例との整合性を持たせるべく、実費相当を充てる旨変更する条例、59号、国保病院規約の変更についてであります。

54号、55号、58号は、マイナンバー制度の実施に関係するものでありまして、制度のスタートに伴い必要な整備をするものであります。58号のマイナンバーカードの再発行手数料についてであります。大切な個人情報でありますので、カードの管理は各人による責任が問われてきますので、しっかり管理していただく意味合いからも手数料を設けるとのことのようではありますが、それはそれとしまして、この手数料の徴収は、あくまでも市町村の任意とすることです。この制度ですが、ヒューマンエラーも含め、情報の漏えいのリスクはどんなに頑張っても100%拭うことは不可能ですので、漏えい時の番号変更に伴う再発行は、本人の管理上の問題に関係なく生じるおそれもあることから、一定の条件を設けて、該当する事由のときは無料で発行できるよう手だてをとることを申し添えるものであります。

57号の債権管理条例の制定に関してであります。

本条例は、自治令にある債権管理の規定の趣旨にのっとり制度を確認し、債権を扱う本町関係部署において適正にその管理を行うためのものと判断いたしますが、現下の経済状況からして、本人の意に反して債務者に陥らざるを得ない事態もいつ起こらんとも限りません。法律や条例は、その趣旨は、ただ単に行政上の執行手続を定めるためのものだけではなく、不測の事態が生じ、生活困窮状態になったときにこそ、その利益を支え、守るためにも存在するものであることは、これまた疑いようのない事実であります。したがって、債務者の生活を支える視点を執行者としては決しておろそかにすることなく、言うまでもありませんが、滞納処分により滞納者の生活を著しく追い詰めるようなことが断じてあってはなりません。本条例は、執行者が臨むに当たって、その視点の据え方いかんでは、もろ刃の剣となることも十分に念頭に置かれて執行されんことを強く申し添えるものであります。

以上、50号から59号までの27年度の4本の補正予算案並びに5本の条例各案、それから、国保病院組合の規約の変更につきましては、いずれも賛成することを表明し、本定例会に上程されました認定案2本、議案10本の賛成、反対のそれぞれの立場からの討論を終わります。

議長（寺澤秀和君） ほかに討論ありませんか。

4番、伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 本日の議案に関しまして、全て賛成の立場で討論させていただきます。

まず、認定第1号、一般会計について。

歳入歳出の収支の状況及び経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標の面からも良好であり、また、教育、福祉を初め各事業に適切に執行されており、安定した財政運営と認められます。先ほどの討論の中で、住民生活のいろいろな方面への手だてについての意見がありましたが、健全な財政のもとに考えるべきものであります。いろいろな助成・支援などの施策を安易に実施することは、財政健全化を維持していく上で疑問に感じるところでございます。

なお、理事者側は、人口の変動から来る財源の減少に対しては、基金などを取り崩し、医療費助成などの扶助費を維持する旨、言及しているところであり、評価できるものと考えております。

したがって、平成26年度一般会計決算につきましては、認定に賛成いたします。

また、特別会計の国保、後期高齢者、介護事業、介護サービスの4会計については、厚生委員会において慎重な審議を行っており、国保における健診事業や繰入金状況など、各決算において極めて妥当なものと考えられます。

また、住宅新築資金の滞納債権については、従前から理事者側が説明しているように、住新回収組合が債権回収に御尽力いただいている間は回収が不能かどうかは未定であり、住民に対しても未確定なことは伝えるべきでないと思います。さらに、債権放棄などの最終的な判断は、現時点では控えるべきものと考えます。したがっ

て、現段階でのとり得る会計的手段としては、繰り上げ充当が最も適当であると判断できますので、平成26年度住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定には賛成いたします。

次に、認定第2号、水道事業会計決算についてであります。公営企業会計制度の改正の1年目であり、大幅な変更のあった中、収益的収入及び支出の会計については、適切な歳入歳出となっています。また、前年度の赤字会計から719万円の黒字となっています。資本的収入及び支出の会計についても、水道事業を維持していく上で欠かさすことのできない支出であると認めます。

したがって、平成26年度水道事業会計決算の認定に賛成いたします。

次の議案第50号から53号の補正予算につきましても、特に問題はなく、妥当であると判断し、全て承認するものであります。

次の議案第54号、マイナンバー制度に関する条例の制定についてであります。

マイナンバー法9条2項で条例委任を規定している独自の事務や庁内連携、また、同法19条9号で同様に規定している情報提供に係る事項を明らかにしたもので、マイナンバー法の趣旨に即した妥当なものと考えます。

次の議案第55号、個人情報保護条例、それから56号、町税条例の一部改正、飛びまして58号の手数料条例の一部改正、この一部改正3件につきましても、ともに所要の改正を行うものであり、妥当であると認めます。

次に、議案第57号、債権管理条例の制定について。

債権全般について徴収方法や債権放棄なども含めた債権処分について明文化したものであり、これにより、債権処理の法的安定性が確保でき、全庁統一した方法で債権処理に臨めるものであり、当該事務に有効に機能すると考えられます。したがって、賛成するものであります。

最後に、議案第59号、国保病院組合の規約の変更につきましても、適正かつ円滑な運営を担保するものであり、妥当と考えます。

以上で賛成討論を終わります。

議 長（寺澤秀和君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号と認定第2号の2議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成多数により、各案件は、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

次に、議案第50号から議案第53号までの4議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。

次に、議案第54号から議案第59号にまでの6議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。

総務建設経済委員会及び厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましても、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（竹村匡正君） 平成27年川西町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして、慎重審議賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（寺澤秀和君） これをもちまして、平成27年川西町議会第3回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時13分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年9月18日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
認定第1号	平成26年度川西町一般会計・特別会計決算について	9月18日	原案認定
認定第2号	平成26年度川西町水道事業会計決算について	9月18日	原案認定
承認第10号	平成27年度川西町一般会計補正予算の専決について	9月10日	原案承認
承認第11号	損害賠償額の決定について	9月10日	原案承認
議案第50号	平成27年度川西町一般会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第51号	平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第52号	平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第53号	平成27年度川西町水道事業会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第54号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提出に関する条例の制定について	9月18日	原案可決
議案第55号	川西町個人情報保護条例の一部改正について	9月18日	原案可決
議案第56号	川西町税条例の一部改正について	9月18日	原案可決
議案第57号	川西町債権管理条例の制定について	9月18日	原案可決
議案第58号	川西町手数料条例の一部改正について	9月18日	原案可決
議案第59号	国保中央病院組合規約の変更について	9月18日	原案可決
同意第4号	川西町教育委員会委員の任命について	9月10日	原案同意